

公文書館における学習支援活動について

梅原康嗣

はじめに

内閣府に設置された「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」（以下「調査検討会議」という。）は、これからの時代に国立公文書館に求められる機能等について検討し、そのあるべき姿を示す「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）を二〇一六年三月に公表した¹。国立公文書館に求められる機能の七つのうち、展示・学習機能として、学習活動を積極的に展開するため、教育機関等との連携を強化し、外部有識者等との連携により、学習の質の向上を図るべき、との内容が含まれている。

二〇一六年度においては、調査検討会議にワーキンググループを設置して調査検討を開始している。目指すべき学習機能のあり方として、次世代が生きた歴史に親しみ学ぶ経験を通じた歴史公文書等の未来への継承とこれからの国づくりへの積極的な参画が求められるが、そのためには学習を通じて、公文書を理解し、自ら考え判断する思考を身につけることができるようにすることが不可欠と考えている。

本稿は、そのような問題意識のなか、これからの国立公文書館の活動において歴史的な公文書等を用いた学習活動をどのように支援していくかを探るため、地方自治体の公文書館におけるこれまでの実践を整理し、その方向性を抽出することを目的とする。

当館では二〇一五年度に、「児童・生徒等が公文書を通じて我が国の歴史等に触れる機会を提供するための諸機能の導入について検討する」ことを目的とし、アメリカ・イギリスの国立公文書館の、主にオンライン上での学習プログラムの提供実践を分析²した。今後に残された調査項目のうち、「児童・生徒等を対象とした授業の実施をする機能」及び「教員が実施する授業へのサポートをする機能」について、日本国内におけるこれまでの実践を整理し、今後の視点を得ることが本稿の目的となる。

このため、まず第一章では、学校教育への公文書館側からのアプローチが今日求められるようになってきた背景を、公文書館を取り巻く状況の変化と社会からの要請との両側面からとらえてみる。次に第二章では、国立公文書館の学習支援を公文書館の事業にどのように位置づけるのかについてこれまでの利用促進・普及活動に関する議論を追う中で提案する。次いで第三章では、地方自治体の公文書館における学習支援活動の実践について、いづごろから、どのような経緯で取り組み始められたものであるのかを押えたうえで、個別の実践事例を、教員向け手引書、教員向け講座・講習会、出張授業等の観点で整理する。最後に第四章では今後の方向性を提案する観点から国立公文書館の所蔵する資料を用いた学習支援の提案を行うこととする。その際、間口を狭めないためにも多面的な利用法が考えられることに配慮しつつ、そのなかで中核となると著者が考える「歴史的思考力」育成と公文書館資料について指摘することとしたい。

第一章 なぜ、今公文書館における学習支援プログラムなのか？

第一節 調査検討会議の提言

前述の調査検討会議における基本構想では、新たな国立公文書館の建設及びそれを視野に入れた国立公文書館の機能の強化・拡充のため、新たな公文書館に求められる機能を以下の七点に整理している。

- ① 国内外に点在する歴史公文書等の積極的な収集や所在情報の集約・国民への提供を図る「収集・情報提供機能」
- ② 憲法など国の重要な歴史公文書等を通じて若い世代も含めた国民が生きた歴史に親しみ学べる場を提供する「展示・学習機能」
- ③ 劣化が進む公文書の修復を行いつつ、歴史公文書等の原本を将来にわたって適切に保存する「保存・修復機能」
- ④ 国立公文書館等の利用者にとつての利便性を図り、歴史公文書等を活用した調査・研究活動を支援する「調査・研究支援機能」
- ⑤ 他機関と連携しつつインターネットの利用による歴史公文書等の公開を図る「デジタルアーカイブ機能」
- ⑥ 専門職員など公文書管理に関わる人材の養成体制や人材の充実を図る「人材育成機能」

- ⑦ 公文書をめぐる諸活動において関係機関の交流の拠点となるとともに、歴史公文書等やそれを保存する施設としての国立公文書館の重要性について広く伝える「情報交流機能」

本稿は、「②展示・学習機能」、特に後者の学習機能について、先行する地方自治体が設置する公文書館の実践を踏まえ、今後の展望を論じようと

するものである³。基本構想では、「国立公文書館は、憲法に代表される国の重要な歴史公文書等を過去から現在、そして次代を担う子供たちが生きた歴史に親しみ学ぶという経験によって未来に伝え、これからの国づくりへ国民の積極的な参画を促す上で、重要な役割を担うべき施設」とした上で、「民主主義の基本となる施設である公文書館において、公文書の内容を理解するとともに、そのような学習を通じて自ら考え判断する思考を身につけること」が一層求められているとしている⁴。しかしながら、実態としては、「学習に係る取組については、二〇一三年から、小学生、中学生、高校生、教員、教科書会社といった対象毎の見学会を試行的に行っているものの、必ずしも認知度は高まっておらず、教育において公文書を積極的に活用してもらうための活動やその実施のための施設の整備については、今後の課題である。」とされている。今後の展望として、学校教育との連携による学習活動の積極的展開、専門性をもった職員の育成・確保及び外部との連携等による担い手の充実等に着手しなければならない。

調査検討会議による海外調査、海外専門家招聘によるヒアリングによれば、「各国においては、公文書館における所蔵資料や施設そのものを活用した形で、児童・生徒たちに自ら考えさせる学習プログラムを実施している。民主主義の基本となる施設である公文書館において、公文書の内容を理解するとともに、そうした学習を通じて自ら考え判断する思考を身につけることは重要である。」、「学習プログラムの実施に当たり、イギリスでは、公文書館職員が学校に向いて行うアウトリーチ活動や、ホームページ上に学習のための教材を掲載することなどにより、学校教育の一環として公文書館所蔵の公文書を活用し、情報を保存・活用することの重要性を伝えていく。」⁵と指摘する。

第二節 近年の公文書館の普及利用促進を巡る動き

一 テーマ研修会 ―二〇一四年度国立公文書館アーカイブズ研修Ⅱ

二〇一四年度に国立公文書館で開催されたアーカイブズ研修Ⅱ（二〇一五年一月二〇日～二二日）は「公文書館等における普及啓発及び歴史公文書等の利用促進等について」をテーマに開催された。ワークショップと議論で構成されたグループ討議のなかから、「他機関等（教育機関・文化施設等）」との協力や地域との連携、住民参加等⁶に関心・問題意識をもつ一〇名の議論の経緯をみておきたい。

地域における認知度向上により「公文書館」の利用者・理解者を増加させる方法を検討したメンバーは、学校との連携について焦点を絞っていく。各館の取組みから浮かび上がってきたのは、どのような形で学校と連携するのかについてであり、学校との連携が普及を促す手段と位置づけ、対象を教員に絞って議論を深める。それは教員のもつ以下の側面に着目したことによる。第一に、教育者としての顔、授業に館蔵資料を取り込んでもらう働きかけが期待できる。教師を通して生徒たちへも働きかけることでより多くの理解者を得るという間接的な手法である。具体的には、教員向けの講座の開催を通じ、各種の教材提供・支援が考えられる。第二に、そもそも教員も地域に生きる、地域住民としての顔、第三に学校組織の一員としての顔、学校資料の適切な保存・管理への認識を踏まえ、公文書館制度の理解者になってもらえる期待である。教員の多面的な側面を通じて、公文書館の「認識」を図る。学校の授業、教員が講師となる地域における講座等を通じて「認識」の層が拡大していく。理解者が、地域資料保存の一翼を担うことへ発展していく「好循環」が期待できる。さらに、公文書館の所蔵資料に自らが直接的な利用者になる「展開」のステージを目指して

いく。

もちろんこのような取組みは、長い期間を要する上、想定するような好循環を生み出すかは未知数の部分もある。館が外部の理解者を育て、その理解者がさらに普及していくというのは望ましい方向ではあるが、容易に実現とはいかないだろう。加えて、直接の利用者が第三段階に位置づくとするとさらに長期の期間が必要になることから、必ずしも上記「認識」↓「循環」↓「展開」と一方向と考えるのではなく、複線化することが考えられるし、「展開」の在り方を工夫する必要は感じられる。当報告は、単に館の存在を「知る」から、その存在意義や必要性をも含めた「認識」へステップアップさせることを指摘した点と、学校との連携を住民参加にまで拡大して検討した意義は認められる。

二 「公文書館の利用普及」に取り組む基本的考え方

二〇一六年度の全国公文書館長会議は、「公文書館の利用普及」をテーマに六月八日に開催された。会議の前半では、福井県文書館及び尼崎市立地域研究史料館から日頃の具体的な取組みについて話題提供がなされた。これを受け、コメンテーターの白井哲哉筑波大学教授より、当該業務に係る国内での議論を紹介した上で、公文書館の業務、その中における利用普及の再定義が必要であるとの観点からの発言があった（詳細は第二章に譲る）。会議後半は、参加した各館長等の間で、活発な意見交換や取組事例の紹介などが行われ、会議の成果は、「公文書館の利用普及」に取り組む基本的考え方⁷（二〇一六年六月一〇日全国公文書館長会議）として取りまとめられた。

この中で、公文書は、「政策決定過程やそうした決定がなされた時代の変遷をたどるための歴史的事実の集積」であり、「民主主義の根幹を支える国

民・住民共有の知的資源」であって、主体的な利用に供されるべきものであるとした上で、特に学校連携について以下に述べている。

四 次代を担う児童、生徒、学生にとっても、公文書館は国や地域が形づくられてきた経緯を学ぶ場として、また、そのような学習を通じて自ら考え判断する思考や政策を検証する能力を身につけ、現在あるいは将来の主権者となる基礎を学ぶ場として利用されることが期待される。

五 このため、児童、生徒、学生にも公文書館が認知され、公文書や公文書館が活用されるよう、公文書を使った学習を積極的に支援する取組が求められる。例えば、学習プログラムの開発、出前授業、職場体験、広報媒体やデジタルコンテンツの発信等が考えられる。

これを効果的に実施するためには、教員向けの研修等を通じて、教育機関との連携を強める必要がある。

今日的な話題として普及利用促進がテーマとして取上げられ、公文書館関係者が討議することが増えており、日常の活動に活かしているという流れが強まってきているといえる。

会議に先立って集約されたアンケートの項目中、教育機関との連携・協力については、約三分の二の機関が連携を実施しており、相手の機関は大学・大学院、小、中、高の順であった。連携内容として実習・職業体験、見学受入、出前授業・講座、教員支援の順となっている。今後強化したい内容として、教育機関、類縁機関等との連携をあげる館もある。

第三節 学習指導要領改訂と公文書館

一 学習指導要領改訂の動き

二〇一四年一月に「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問が文部科学大臣から中央教育審議会になされた⁸。検討結果は、二〇一六年度内に中央教育審議会として答申することとなり、告示後、周知、教科書の作成及び検定・採択等を経て、小学校は二〇二〇年度から、中学は二〇二一年度から全面实施となり、高校は二〇二二年度から年次進行により実施の予定となっている。

諮問では、特に高等学校教育について、以下の課題が列举されており、大きく注目される場所であった。

・ 今後、国民投票の投票権年齢が満一八歳以上となることや、選挙権年齢についても同様の引下げが検討されるなど、満一八歳をもって「大人」として扱うとする議論がなされていることも踏まえ、国家及び社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を、実践的に身に付けるための新たな科目等の在り方

・ 日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直しの在り方

・ より高度な思考力・判断力・表現力等を育成するための新たな教科・科目の在り方

・ より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善の在り方

・ 社会的要請を踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実の在り方

・ 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等の在り方

学習指導要領の改訂は、一〇年に一度の変革の根拠となるものであり、今回は高等学校の段階での、特に歴史学習における大きな変化が予想され

る。このような社会的な動きを的確に把握し、対応していくことが公文書館側にも必要と思われる。

二 日本学術会議における議論

二〇〇六年に話題となった「世界史未履修問題」への解決策の提言となった日本学術会議の報告⁹がある。必修である世界史の代わりに「歴史基礎」（世界史Aと日本史Aを統合）と「地理基礎」（地理Aを改変）を新設、必修化することが盛り込まれている。グローバル化時代に対応した「時間認識と空間認識のバランスのとれた教育」を目指したものである。歴史基礎では、時系列型＋主題学習型のA案と、近現代集中型のB案の二つの試案が提示された。

引き続き、新設科目の重要性を問い、より具体的な提案を行う観点から、「歴史基礎」科目の構成原則と大枠の試案を二〇一四年にまとめた¹⁰。並行して、中央教育審議会の部会での審議や文部科学省の研究開発校制度による実践が開始された。六つの構成原則（歴史の理解を深めることを主眼とする、日本史と世界史を統合する、グローバル・ヒストリーをめぐる近年の成果を生かす、日本と近隣諸国を重視する、歴史における長期・広域問題を考えるように促す、教育の方法としては、Q&A方式を重視する）と六つの部分（複数の課題と問いから構成される）からなるカリキュラム試案が提示された。

文部科学省中央教育審議会における新科目「歴史総合」（仮称）開設を視野に入れた議論に対する課題と対応案を提示するという観点から、改めて二〇一六年提起が行われた¹¹。具体的には、時系列に沿って学び、主題学習を重視する、一五―一六世紀以降の近現代を中心に学ぶ、世界と日本の歴史を結びつけて学ぶ、能動的に歴史を学ぶ力を身につけること、教員養

成と現職教育の重要性、大学入試改革と「歴史総合」科目の六つの観点からの指摘である。二単位の必修科目において、文部科学省の研究開発校制度による実験的な授業結果から判断して、時代の流れに沿った授業展開のほうが高校生の興味や関心を引きやすいと結論付けた。中央教育審議会の部会の議論の深まりもあり、近現代史を中心にする点を踏まえた上で、二〇一一年提言のB案にA案を加えた形で、主題学習の候補案を提示している。

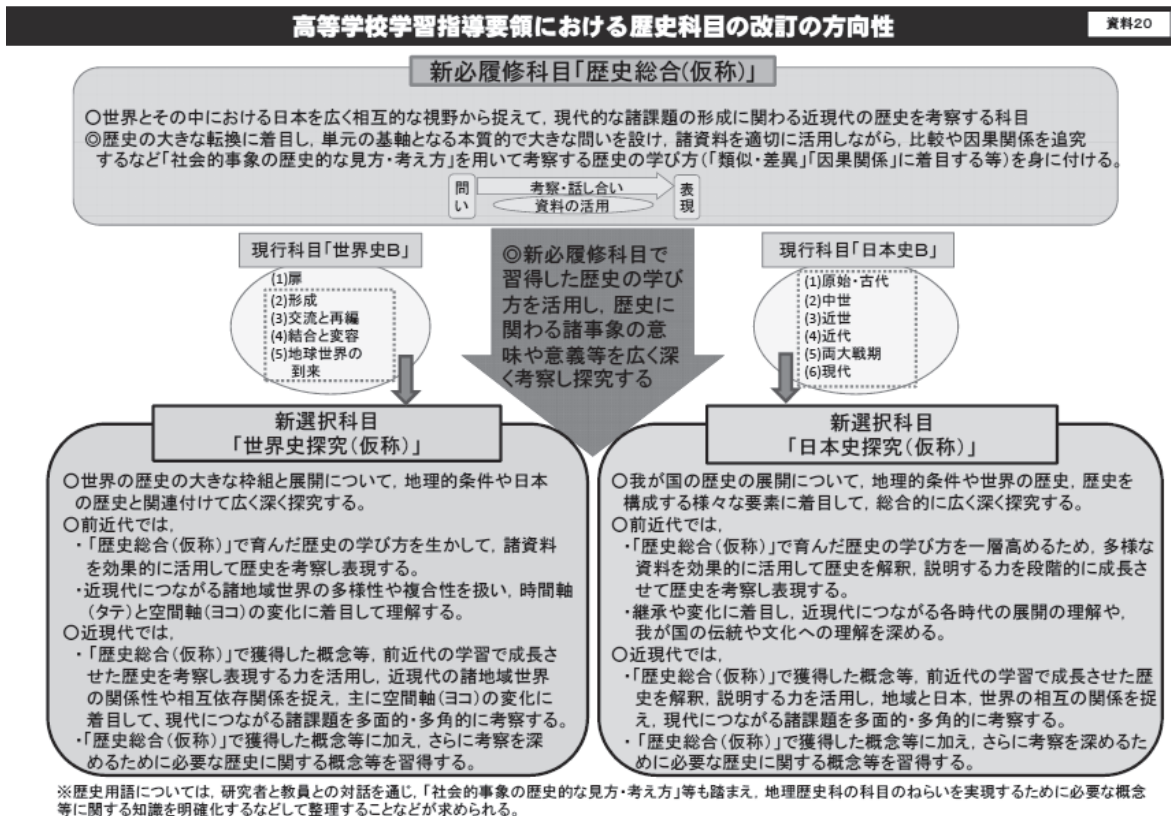
三 文部科学省中央教育審議会部会における議論

二〇一四年に文部科学大臣からの諮問を受け、進められてきた検討結果は、二〇一六年夏に取りまとめられた¹²。

高等学校地理歴史科において育成を目指す資質・能力の検討を踏まえ、地理歴史科の科目構成を見直して、共通必修科目「歴史総合（仮称）」、「地理総合（仮称）」を、選択履修科目として「日本史探究（仮称）」、「世界史探究（仮称）」及び「地理探究（仮称）」を設置することとなった。

新必修科目「歴史総合（仮称）」のねらいは、「歴史の推移や変化を踏まえ課題の解決を視野に入れて、世界とそこにおける日本について、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察する」となった。現段階では、四つの大項目案「歴史の扉」、「近代化と私たち」、「大衆化と私たち」、「グローバル化と私たち」が示され、「自由と制限」、「富裕と貧困」、「対立と協調」、「統合と分化」、「開発と保全」などの現代的な諸課題につながる歴史的な状況を取り上げ、近現代の歴史の学習内容の焦点化を図ることが考えられる、としている。高等学校では、このように大きく学習内容が変化する時期に入っており、この機会に公文書館の所蔵資料をいかに学校教育に提供していくことができるかが問われていると考えられる。

図1 次期学習指導要領で示される高等学校歴史科目のイメージ



四 学校現場から期待される連携とは

学校教育における地域史学習については、戦前の郷土学習から長い蓄積がある。しかしながら、自己や現代とのつながりで見るといふ点に高めていくことは難しい。ましてや取組むことのできる教師が限られているという現状がある。二〇〇〇年小学校から段階的に開始された「総合的な学習の時間」導入により、学校と連携した公文書館の利用も注目されるようになり、連携に取組みを始めた公文書館も多い。実験等の体感的経験を売り込みやすい自然系の博物館等と比べ、歴史系では、火起こし、土器・石器

現行の高等学校学習指導要領解説(地理歴史編)の指導計画の作成と指導上の配慮事項には、資料の活用や調査・見学の実施について、「年表、地図その他の資料を積極的に活用したり、文化遺産、博物館や資料館の調査・見学を取り入れたりするなどして、具体的に学ばせるように工夫すること。」とされており、学校と博物館をはじめとする社会教育施設との連携が期待されている。また、生涯学習や文化財保護の観点からも、学校と博物館等との連携を推進することが重要な課題となっている。調査・見学の対象となりうる公文書館を作り上げていくことは、教育委員会の所管にある公文書館以外であっても積極的に取組むべきことと思われる。

取りまとめでは、資質・能力の育成に向け、「博物館や資料館、図書館などの公共施設を活用することも引き続き重要である。」¹³との指摘がなされている。確かに教育基本法の精神に則り、社会教育法によって設置された博物館や図書館と公文書館法による公文書館が根本の精神において同列に並ぶのか否かは難しい問題があるが、次回改訂の際には、学校教育との連携においてもなくてはならない存在として「公文書館」との連携、活用が記載されるように公文書館全体としてのレベルアップに努めたいものである。

現行の高等学校学習指導要領解説(地理歴史編)の指導計画の作成と指導上の配慮事項には、資料の活用や調査・見学の実施について、「年表、地図その他の資料を積極的に活用したり、文化遺産、博物館や資料館の調査・見学を取り入れたりするなどして、具体的に学ばせるように工夫すること。」とされており、学校と博物館をはじめとする社会教育施設との連携が期待されている。また、生涯学習や文化財保護の観点からも、学校と博物館等との連携を推進することが重要な課題となっている。調査・見学の対象となりうる公文書館を作り上げていくことは、教育委員会の所管にある公文書館以外であっても積極的に取組むべきことと思われる。

作り等体験の幅が限定されるという課題があった。子どもをめぐる環境の変化も相まって、主体的な学習の場を求めて調査活動が注目されるようになった。調査を進める上では公文書館等に期待される内容は、「テーマや活動の対象を決めるためのガイド的役割」¹⁴であり、「調査の方法、課程、あるいはボランティアガイドの紹介など、情報機関としてのあり方」が求められている。見学という活動は、一見すると主体的な行動と印象を受けるが、実は見ることを強制し、「立ったまま百科事典を読んでいる」のと大差ない状況となる。このため、事前の周到な準備が必要になり、見学活動に消極的になるという実状も生じているようだ。教師側に学外施設を利用した教育カリキュラム・プログラムを策定する能力が求められるのと同様、公文書館側にも学校との連携のポイントがここにあり、提案力が求められるといえよう。

前回の学習指導要領の改訂時の中央教育審議会答申¹⁵では「社会的な見方や考え方」の成長が求められている。改善の基本的方針として、①情報を読解する能力、②社会的意義を解釈する能力、③特色・関係性を説明する能力、④考え方を論述する力¹⁶などが重視された。具体的に、「日本史B」についてみれば、「様々な資料の活用を重視し、地理的条件や世界の歴史と関連させながら、適切な主題を設定して追究する学習などを通して、我が国の歴史の展開を総合的に理解させ、伝統や文化の特色についての認識を深めさせて、歴史的思考力を培うことを一層重視する。」とされる。

現行の二〇〇九年告示の高等学校学習指導要領では、「地域の文化遺産、博物館や資料館の調査・見学等を取り入れる工夫」が求められることとなった。より専門的視点からの公文書館側からの支援が期待される。

また、同指導要領には、歴史の科目の配慮事項に「地理的条件とも関連付ける」、地理の科目においても「歴史的背景を踏まえて」考察することが

求められている。

五 新学習指導要領（案）にみる資料活用

「歴史総合（仮称）」で育む資質・能力に、「社会的事象の歴史的な見方・考え方を働かせて」、「諸資料から歴史に関する情報を効果的に収集する・読み取る・まとめる技能を身に付けさせること」が掲げられている。一方、「日本史探求（仮称）」でも、「多様な資料から情報を効果的に収集する・読み取る・まとめる技能を身に付けさせること」（表1）とほぼ同様の記述があり、様々な資料から情報を収集・読み取り・まとめる技能の育成が求められている。現行学習指導要領においても、改善の基本方針として「地図や統計など各種の資料から必要な情報を集めて読み取ること、社会的事象の意味、意義を解釈すること、事象の特色や事象間の関連を説明すること、自分の考えを論述することを一層重視する方向で改善を図る」「諸資料を活用して歴史を考察し表現する学習」（日本史B）の実施を求めているが、「資料の活用は、知識基盤社会と言われる今日の社会の構造的変化に対応していくための思考力・判断力・表現力等の育成とも密接にかかわるものであり、今日、その習得が期待される能力の一つ」と言われる。今回の改訂では、資料、解釈、説明、論述に「構造」が付け加えられた上で五つの時代区分に対応させた（全体のまとめとしての論述を現代の学習に位置づけた）。特に、「日本史に関わる豊富な資料」「地域の資料など多様な資料」（「日本史探求」（仮称））を用いることが求められており、資料の活用により踏み込んでいることから、資料活用の技能の育成は資質・能力の第一の柱であり、特に、「新必修科目では諸資料を適切に活用する技能の育成、選択科目で技能を一層高め多様な資料から考察・表現する学習などが求められている」ことから、公文書館側の支援が求められているといえよう。

表1 「歴史総合（仮称）」と「日本史探求（仮称）」で育む資質・能力

	歴史総合(仮称)	日本史探求(仮称)
1	<u>世界とそこにおける日本を広く相互的な視野から捉え、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史についての理解とともに、諸資料から歴史に関する情報を効果的に収集する・読み取る・まとめる技能を身に付けさせること</u>	<u>我が国の歴史の展開について地理的条件や世界の歴史、歴史を構成する諸要素・諸領域に着目して総合的に理解させるとともに、多様な資料から情報を効果的に収集する・読み取る・まとめる技能を身に付けさせること</u>
2	<u>現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史についての諸事象等の意味や意義、特色や相互の関連について、概念等を活用して多面的・多角的に考察したり、歴史に見られる諸課題を把握し、その解決に向けて構想したりする力や、考察・構想したことを適切な資料・内容や表現方法を選び効果的に説明したり、それらを基に議論したりする力を育成すること</u>	<u>我が国の歴史に関わる諸事象の意味や意義、特色や相互の関連について、各時代の展開に関わる概念等を活用して多面的・多角的に考察したり、歴史に見られる課題を把握し、その解決に向けて構想したりする力や、考察・構想したことを適切な資料・内容や表現方法を選び効果的に説明したり、それらを基に議論したりする力を育成すること</u>
3	<u>現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史について主体的に調べ分かつようとして課題を意欲的に追究する態度を育成すること、よりよい社会の実現を視野に世界とそこにおける日本の在り方について歴史的な観点から意欲的に追究しようとする態度を育成すること、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される日本国民としての自覚や我が国の歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚等を育成すること</u>	<u>我が国の歴史の展開について、主体的に調べ分かつようとして課題を意欲的に追究する態度を育成すること、また、よりよい社会の実現を視野に、歴史の展開について、総合的な理解を踏まえて、地域や日本、世界の在り方を意欲的に探究しようとする態度を育成すること、その上で、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される日本国民としての自覚や我が国の歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚等を育成すること</u>
構成	○歴史の扉 ○近代化と私たち ○大衆化と私たち ○グローバル化と私たち	○歴史の展開と資料-原始・古代の日本と東アジア- ○歴史の展開と解釈-中世の日本と東アジア- ○歴史の展開と説明-近世の日本と世界- ○歴史の展開と構造-近代の地域・日本と世界- ○歴史の展開と論述-現代の日本と世界-

※比較のため、資質・能力の表現の異なる部分をアンダーラインで示した。

今後積極的に連携し、具体的な実践に結び付けていけるような活動が必要である。

第二章 利用促進・普及活動をめぐる議論の流れ

第一節 公文書館における利用・普及の理論的検討

一 利用・普及論の系譜

図書館や博物館と比べ認知度が劣る公文書館について、いわゆる「業界関係者」は、公文書館は何たるかを説き起こすところから、つまりその存在を社会的に認知してもらうところから始めなければならないという認識は、共通したものになっている。そういった側面から広報活動の問題という見方もあるが、一般には展示や講座・講習・講演会等の活動を指すことが多いが、逆にその範囲に限定することに反対の立場もある。

公文書館と利用普及活動については、白井哲哉氏が普及論の動向を総括している¹⁷。

まず、利用者像の変遷を追い、歴史研究者から学校教員を担い手とする郷土研究者へ、さらには自治体職員（組織体構成者）や地域住民（市民）へと拡がっていったことが示された。その上で、五つの段階（①広報、出版物、インターネット等による情報発信を受け取る、②来館して展示室で文書館の機能や収蔵史料についての知識を受け取る、③文書館主催

の講座・講演会等を受講する、④閲覧室で職員のレファレンスを受けながら史料を検索・閲覧する、⑤文書館をより深く利用する。文書館の運営に参加する)の利用者の動きを提示した。利用者に対応して実施される、情報発信、展示、講座・講演会、閲覧・レファレンス、より深い利用(学校教育との連携、運営への市民参加)の課題と方法を論じた。白井氏は「文書館の利用・普及は史料閲覧を核に構成され、さまざまな普及活動は、市民の中にある記録史料の潜在的な需要を発掘して閲覧に結びつけるための多様な回路と位置づけるべきものである」とし、資料閲覧に結び付けていくことを主眼において論じている。「最終的に閲覧利用者の増大を図ることが目的である」¹⁸とする。学校教育との連携については、二〇〇二年度から施行された「総合的な学習の時間」による、外からの協力・支援要請であり、新たな課題に直面することになるとらえていた。

二〇一六年全国公文書館長会議のテーマ「公文書館の利用普及」のコメントレーターであった白井氏は、公文書管理法制定以後、公文書館の業務の再定義が必要となっており、歴史公文書等の「収集・整理」、「保存・修復」、「閲覧提供」に加え「普及と情報発信」を業務全体に位置づけたいと述べた。具体的な内容として、利用情報の発信、図書(刊行物)、展示会、講座・講演会等、閲覧提供(レファレンス対応を含む)、利用者からの(自発的)参加体験を上げた。本稿に関連する視点としては、教育連携(事業)については、長期戦として取り組むべきと主張した。

公文書館の普及業務をめぐる議論を整理し、アメリカ・アーキビスト協会の「普及活動」の考え方を紹介した柳沢美美子氏は、公文書館の利用促進ととらえる日本的な考えではなく、サービスのほうをニーズにあわせて調整すること、すなわち公文書館の使命に係わるニーズであるのかどうかを見極め、十分にサービスを受けられていない層に対して、そのニーズに

見合ったサービスを調整する過程とするアメリカ的な考え方を採る。従って、普及業務のベクトルは、従来のような館職員から利用者への一方での向きではなく、業務の評価を組み込んだ実践的な過程として双方の向きになるのではないかと指摘している。そのため、公文書館の業務の質が検証される場であり、職員の専門的な業務に位置づけられるとする¹⁹。

尼崎市立地域研究史料館長の辻川敦氏は、展示や講座等の「普及」活動に係る議論に対する違和感、普及活動による公文書館理念の社会的受容への過大な期待に疑問を呈する。実効性への疑問、費用対効果、業務上の重点の置き方への疑問から、自身は「普及」の用語をある時点から使用しないほか、館としても告知・広報以上の活動を行わず、窓口対応・レファレンスを軸とした業務に傾注しているという。氏の目指す地域(市民)文書館はレファレンス重視、市民とのインターフェイス重視の立場であり、普及活動より閲覧で勝負すべきであるとの考えに立脚して、実践・成果を上げていく。論じるべきは、「本当の意味で社会が必要とする公的サービスを十分提供できているのかどうか」²⁰という点であり、厳しい自己評価と強い意志で業務に取り組んでいる様子が伺える。

本稿に関連する視点としては、市政百年のあゆみをわかりやすく解説する子ども向けパネルを、子どもたち自身の手で製作するプロジェクトを実施した。原稿作成のアドバイスや内容チェック、写真素材提供などを行っている²¹。

広島県立文書館の西向宏介氏は、従来から展示を中心に公文書館の普及活動について論じているが、利用の第一義は閲覧利用にあると考え、閲覧利用に結びつく展示という観点から事業を実施している。公文書館の普及は、「アーカイブズとしての文書・記録の収集・保存・整理・公開」という文書館の基本機能の普及でなければならない、「館の基本機能の普及につな

がる全ての日常的な活動が、普及の観点から位置づけられる必要がある」²²と主張する。

二 利用概念の変化

白井氏や西向氏が指摘しているように、利用概念のとらえについても変化が見られる。公文書館法における「利用」とは、「展示、貸出等も考えられるが、基本的には閲覧である」（「公文書館法解釈の要旨」平成元年六月一日内閣官房副長官）とされていた。一九九九年の国立公文書館法では、制定時に「国立公文書館において保存する公文書等は、一般の閲覧に供するものとする」とされ、同年一二月の改正で、館の目的を「歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行う」と規定して、「閲覧」から「利用」へと変更させたとみる。二〇〇九年の公文書管理法においては、第二三条（利用の促進）において「展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するように努めなければならない」としている。このように、閲覧↓利用↓利用の促進の流れがある（公文書管理法については第二節で後述する）。

三 普及業務の内容

柳沢氏がアメリカ・アーキビスト協会の用語集から普及業務の英訳語であるアウトリーチについて、展示、ワークショップ、出版、教育プログラムであると紹介している²³。今日SAAのウェブサイトを見ると、引用例が追加されており、ここでは、ワークショップ、会議、研修プログラム、講座、催し物、展示、出版物、その他類似する活動が含まれると記載されている。

四 展示以外の普及活動

利用に関する分野のうち、展示に関しては一定の議論の積み上げもなされてきているし、公開・非公開の利用審査についてもその扱いが一樣ではないものの事例報告が公表されている。これには、公文書管理法が施行され、事例の積み上げが一定程度なされることになったことが大きな要因の一つともいえる。

普及活動については、展示から広報、講座・講演会等の開催と範囲が広い上、人によつてとらえ方に幅がある。本論文の問題関心から“展示”については検討を除いているほか、普及活動について概観するなかでさらに範囲を限定していくことにする。

アーキビストの専門性を普及活動への取組みの視点から森本祥子氏が論じている²⁴。

これが書かれた一九九六年当時、「普及活動に関する研究は非常に少なく、それはこの機能に対する消極的な担当者の態度の現れと指摘したうえで、保存を中心に発展してきた史料管理学が、「利用」や「普及活動」を否定的に見てきた反映である」とらえた。二〇年が経過し、特に展示論については一程度の蓄積が見られ、議論も進化したと言える²⁵。

森本氏はイギリスの公立の文書館と企業の文書館における普及活動を紹介するなかで、対照的ともいえる日英の取組みの差²⁶を指摘した。普及活動をするための文書館独自の視点は「文書館における様々な業務を相互に連携させ、またそれらの発展を助けるものとして位置づけられる」ことからアーキビストの専門性を考えるうえでも欠くことができないことになる。普及活動が単独では成り立ちにくく、多様な利用者を想定し、様々な業務が相互に関連していることが前提に様々な業務をこなすというオールラウンドな視野が求められているという基本は変わっていないと思われる。

英国では学校教材用の資料複製セットや收藏資料を利用した複製・カード等多様な出版活動が行われるという。

第二節 国立公文書館における学習支援活動の位置づけ

一 公文書管理法にみる利用の促進

公文書館の役割と学習支援活動について検討した田嶋知宏氏によれば、日本においては公文書館法制定以前より文書館が存在し、法的な位置づけの点からみると明確にはされないなか、学習支援活動が少ないながらも実施されてきたとみる。「利用普及事業（アウトリーチ）」が、普及活動の意味で用いられ、サービスの及ばなかった人々へのサービスを拡げていく活動とみなす図書館との違いが見られるという²⁷。所蔵資料のデジタルアーカイブ化による提供は、利用者の情報源に対するアクセスに関する障壁・課題を克服する取組として位置づけられる。田嶋氏は利用者がアーカイブズリテラシーを身につける手段の提供も考慮することを主張する。

続いて、公文書管理法における位置づけをみると、学習支援活動については、公文書管理法第二三条の利用の促進として位置づけられる。「展示その他の方法」とは、逐条解説によれば、「特定歴史公文書等を題材にした展示会、外部展示会等への貸出し、特定歴史公文書等をデジタルアーカイブ化してのウェブ上での公開等」²⁸であり、さらに特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン第C章第二節では、利用請求によらない簡便な方法による利用、原本の特別利用、レファレンス、検索機能の充実が付加される。ここでは、明確に「学習支援活動」といった表現は出てこない。それは利用者の一属性であり、利用対象者を区別しているわけではないからだ。そもそも公文書館における文書の利用については、公文書

管理法以前では、法的位置づけが必ずしも明確でなく、今回説明責任を果たすための、利用請求権として位置づけられたほか、積極的に一般利用を促進する旨の規定が設けられたところである。

二 国立公文書館法における学習支援活動

国立公文書館が行う事業については、国立公文書館法の第一条（業務の範囲）に示される。明確な記述はないものの、以下の項目に関連する事業と筆者は考えている。

一 特定歴史公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。

あえて付加すれば、利用に結びつけるために、以下が関連してくる。

五 歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

詳細には検討していないが、位置づけについては、地方公文書館、特に教育委員会に位置づけられる館では明確である。

独立行政法人が業務開始の際に作成し、主務大臣の認可を受けなければならないものとして業務方法書がある。私見では、学習支援活動は一般の利用に供するため講ずる適切な措置（第三条六）が該当すると考えられ、間接的に歴史公文書等の保存及び利用に関する調査研究（第七条）及び附帯業務（第一〇条）が関連するのではないかと考えている。

三 独立行政法人国立公文書館の年度目標

国の行政事務と密接に関連した国の相当な関与の下に確実に執行することが求められる事務・事業を、単年度ごとの目標・計画に基づき行うことにより、正確・確実に執行することを目的とする法人（行政執行法人）として位置づけ、新たなスタートとなった二〇一五年度において、国立公文書館の年度目標に「歴史公文書等の利用の促進その他の措置」という項目

が掲げられた。

内容は、①展示等の実施、②デジタルアーカイブの運用及び充実と続いた後で、③利用者層の拡大に向けた取組として、i 各種見学の受入等利用者層の拡大に向けた取組を行うこと。ii 内閣府と共に、児童・生徒等が公文書を通じて我が国の歴史等に触れる機会を提供するための諸機能の導入について検討することとされた。これを受けて、事業計画においても、同様の文が記載されている。

二〇一六年度においても、前年を引き継いで、以下のように記載されている。

- 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置

② 利用に関する適切な措置

イ 利用の促進に関する措置

iii 各種見学の受入等利用者層の拡大に向けた取組を行うこと。その際、児童・生徒等には公文書を通じて我が国の歴史等に触れる機会を提供すること。

以上本章の検討から、辻川氏の指摘する「普及」の用語は、当館の業務には該当するものがないこと及び近年の利用概念の変遷に基づき「利用の促進」と整理する。また、柳沢氏が白井氏の提案に引き寄せて、展示や講座の参加者が容易に閲覧者になりえていない現状と落差に思いを致し、館から市民への一方向のサービスではないという視点についても再確認したい。その点で、田嶋氏も指摘しているように、現段階では十分にサービスを受けられない層とみなされる「小中高の児童生徒」に対して、専門職員たるアーキビストは、当事者の行動や社会を含めた期待からニーズを

予測し、見極め、これに見合う形でサービスを提供していく業務を展開していくため、以後「学習支援活動（事業）」²⁹として論点を絞って議論を進めていく。

第三章 公文書館の学習支援

第一節 総論

一 生涯学習時代における公文書館資料の利用

群馬県立文書館の岡部央氏は、二〇〇五年度に行った展示「写真でたぐる昭和の記憶」及び県広報映画「群馬ニュース」のデジタル化作業を通じ、所蔵資料をいかに地域に還元していくかについて論じている³⁰。昭和二〇く四五の社会年表、ノートに綴る昭和の記憶、写真の情報提供を依頼する尋ねフォト、観覧者からのお話をお聞きする等の工夫・しかけを行った。特に県内の高齢者福祉施設に案内し、団体の受入れを行った。

同様に県広報写真の資料整理と利用については、二〇一一年度企画展示「ちよつと昔のふくい広報写真展」を行った福井県の井上由紀恵氏の報告にも触れられている³¹。二〇一五年度の報告では、病院や高齢者福祉施設への複製資料の貸出しが増加している点も指摘されている³²。

これらはいずれも、高齢者の介護・認知症予防の一環として医療福祉施設で取入れられてきている「回想法」を取り入れた活動といえる。そして単に高齢者のためだけのものではなく、シニアと子・孫の世代とのコミュニケーションにより、失われつつある文化の伝承という側面からも、今後公文書館において注目すべき視点となるといえよう³³。

群馬県と同様、映画フィルムを利用している秋田県公文書館では普及活動として「県政映画上映会」を実施し昭和三〇年代の県政、生活、文化、技術等の一〇分の短編映像を上映した³⁴。同様の発展が期待できる。

二 学校教育との連携 ―なぜ学校教育との連携か―

群馬県立文書館長であった秋池武氏は、収蔵資料の活用が県民には見えにくい、との声を文書館への期待と受け止め、二〇〇〇年度から新たな取組を開始した。従来の取組が、社会人、行政職員、研究者を意識した閲覧、講座、展示業務に重点が置かれ、生涯学習の高まりに伴う一般県民、改革が進められ始めた教育の分野との組織的な関わりが希薄であるとの反省に立って、特に学校教育との連携に取組むこととした。既に、出張授業、来館時の施設案内、教科書展示の取組は行っていたものの、学校五日制の完全実施、新教育課程への移行を踏まえ、文書館資料の積極的活用に取り出した³⁵。数年に及ぶ多角的な事業をどのような組織で検討し実践に移していくかというアーカイブズ・マネージメントとしても興味深い実践報告であるが、学校連携に関しては以下のような検討・実践がなされた。文書館資料の学校教材化、展示パネル貸出構想の検討に着手、二〇〇二年度には明治・昭和の小学校教科書展を開始した。この年が開館二十周年に当たり、「夏休み!!親子おもしろ文書館」を開催し、新たに体験学習コーナーを設置、紙漉、和綴じ本の作成、紙漉、ガリ版印刷を実施した。また、前年から検討した資料教材化の試案が提示された。館外の教員を検討委員に加え、刊行に結びつけた。近県の博物館における学校との連携（博学連携）のアンケートから、学校の校務が多忙、活用法が分からないとの理由が利用率の低さに結びついており、方策として、活用のための手引き発行、出前授業等の実施、研修会の実施、展示の工夫の順となっていることから³⁶、こ

れらを考慮した取組であるといえる。実施していた二〇〇〇～二〇〇三年当時では、収蔵資料活用の再検討に対し、博物館と公文書館業務の活動区別が不明確になるとの懸念、公文書館として本来取組むべき分野かどうかとの議論があったようであるが、収蔵資料の迅速な公開の上に立って、県民の生涯学習との関わりを強化し、工夫しながら収蔵資料の活用を図る体制を整えていくことが重要であると述べている。

学校連携事業が重要視される理由について、水石理也氏は、公文書館が収蔵資料の有効な活用を図るため「今後地域を担い、地域の歴史を創造していく児童・生徒に対して何らかの働きかけをすることが極めて重要」³⁷と指摘する。

加えて、公文書館が授業づくりにいかに関わるべきか、アンケート結果から分析している。公文書館は、「敷居は高いが、教材の宝の山」という一部の意見もあるが、一方で遠い存在で、利用しにくい施設と九割近くの回答があった。施設や業務、利用方法についてよく知らない（五〇％）、遠方で利用しにくい（四三％）、高度な専門知識がないと利用が難しそうだから（三七％）、どのような資料があるかよく分からない（三六％）といった現場の意見である。公文書館に来館した際の子どもの興味や活動のイメージが湧かないという意見もあった。来館を促すには、このような指摘に対する具体像を提供していく必要がある。現場の要望は、来館せずに教材づくりが可能なことであり、印刷物の刊行よりウェブ上での資料公開を希望する声は多い。この点からも資料のデジタル化とデジタルアーカイブによる提供が今後ますます重視されることになる。教員自らが教材となる資料を探し出すことは難しい。教員の関心は自らの校区の資料情報、絵図の情報といった観点からの検索になるからである。これらのニーズをかなえる目録検索システムの工夫か別の提供システム（一覧表等）が必要となる。

アンケートからは具体的な実践例や試案も示されていることから、積極的にこれらを提示し、広く還元提案していく試みが必要ではないだろうか。

アメリカにおける大学アーカイブズのエデュケーション活動を紹介した鎌田均氏は、アーカイブズ資料を教育に取り入れることの効果についての認識は、二〇〇〇年代から拡大していった³⁸という。アーカイブズ資料を一次資料として利用することにより、そこからどのようなことを読み取るかを学び、資料を批判的に検証することや、資料から新たな疑問点、課題を見つけるといった教育効果に注目がなされるようになっていくという。

一次資料を分析するため、資料の種類、大きさ、素材を確認することに加え、以下の観点からの分析が求められる。

- ・ 誰がその資料を生み出したか、または、なぜその資料が生まれたか
- ・ その資料がいつ生み出されたか
- ・ この資料が誰を対象としていたか
- ・ この資料がどのような活動、機能、できごとを記録しているのか、また、このことからこの資料がどのように使われていたかについて、どのようなことが分かるか。

記録史料の性質を理解し、それを他の史料、文脈とつなげながら理解していくプロセスを踏まえた教育活動を実施する上では、課題を提示し、実際に資料に触れながら読み、考えるという形式をとり、グループで作業、議論させる形態をとることとなる。

鎌田氏は、アーカイブズ資料を一次資料として利用する教育プログラムを開発・提供していくためには、知識を教育に応用できるアーキビストの能力が求められており、アーカイブズが教育的に貢献できる可能性が高まっているという。

教育委員会に所属する埼玉県立文書館では、学習指導要領の改訂を契機に総合的な学習の時間（二〇〇二年度完全実施）への対応の観点から、二〇〇〇年度以降新たな学校連携活動を展開することとした³⁹。具体的には、学校連携担当のグループを設置、従来の事業の見直し、内容の改正、新規事業の取り込みを行った。従来の実施要領を改訂して、二〇〇五年に「学校連携事業実施要領」を新たに制定、学校連携事業の目的を「学校教育を支援するとともに、収蔵資料の有効な活用を図ること」とし、その事業内容として、①受入事業、②講師派遣事業、③教職員利用体験講座の三つを掲げている。

第二節 各論

教育に関する公文書館の活動、学校連携について、都道府県立公文書館の取組状況を評価したものに、佐藤（2001）⁴⁰、坪川・島田（2009）⁴¹、井上・吉田（2011）⁴²がある。最も新しい井上・吉田氏の整理法を参考にしつつ、その後の動きもフォローアップして以下整理する。

一 学習の手引き（教員向け）

（一）群馬県立文書館 ―授業で使えるぐんまの資料―

県教育委員会の附属機関という位置づけの同館は、職員の大半が教員出身という推進事情もあって、二〇〇一年度から学校連携事業に着手した。

『授業で使えるぐんまの資料』（上下）を県内全小中高へ配布した。

作成に当たっては、一年目に担当職員が資料選定（三〇点）、二年目は利用の適否の判断を実施、うち一〇点の学習指導案を作成した。三年目から業務を本格化させた。館内に事業検討推進委員会を設置、館内職員に加え、

館外から小・中・高の教員各一名に委員を委嘱した。候補となった一八〇点の資料について、外部委員の教員に実際の授業で活用する場面を想定して、採否の意見を求め、一〇〇点余を選択した。B四版取り外し可能なバインダー方式で編集・刊行した。古文書や行政文書のみならず、絵画、写真を含んでおり、資料の解説を付している。専門用語を避け、読み下しを全て現代仮名遣いにし、難解漢字に振り仮名を付し、参考文献を記している。二〇一六年現在では、館ホームページに、『授業で使えるぐんまの資料』として各ページのPDFファイルを掲載している⁴³⁾。



図2 『授業で使えるぐんまの資料』

地域の歴史資料を扱う意義として水石理也氏は以下の四点を指摘する⁴⁴⁾。

① 地域の先人が書き残した生の記録であり、地域に関する豊富な情報を含んでいく、

- ② 教科書の記述を補足したり、児童・生徒に既存概念を揺さぶる意外性を与える資料が豊富である、
- ③ 資料を読み解くことで地域史研究の経緯を追体験できる、
- ④ 地域史料は、地域住民が共有し、守り、これからも子孫に伝えていかなければならないものであつて、将来を担う児童・生徒が、その重要性を学校で学ぶことは大切である。

地域資料を活用した地域史学習を行う理由として、高等学校学習指導要領では、次のように示されている。日本史Aでは、国民生活や文化の学習（内容の取扱いの(1)のエ）が上げられる。中学校においても、歴史的分野において「身近な地域の歴史を調べる活動」が行われるが、高等学校では、この成果の上に、身近な地域社会の歴史的形成過程を、特に近現代を対象に考察させることが期待されている。その際、『文献資料、新旧の地形図や写真のほか県史や市町村史、学校ほか諸団体の沿革史など各種資料の活用、情報通信ネットワークを利用した情報の収集・活用を図るとともに、博物館や資料館の利用、聞き取り調査、現地での文化財の観察など「歩く、見る、聞く」ことによる様々な学習方法の工夫が望まれる。作業的、体験的な学習を重視するとともに有効な考察の観点を示すなどして、生徒の主体的な学習姿勢を引き出すこと』が重視されている⁴⁵⁾。

(二) 栃木県立文書館 ―学校教材史料集―授業に使うとちぎの史料

二〇〇四年度から『学校教材史料集』を、毎年度一〇前後の資料及び授業展開例を取上げ一〇年にわたつて、年間一冊ずつ刊行を続けた。これは学校の授業での史料活用を目的とするもので、指導主事⁴⁶⁾が分担して執筆した。執筆にあたって、実際の授業を想定した指導例を掲載し、授業の構成や発問の工夫に資するようにした。単に史料を提示して解説するだけに

とどまらず、史料を使った授業を単元の中の一時間分として位置付ける場合、また、一時間の授業の一部を資料を使って構成する場合など、授業を担当する先生の目的に応じた多様な史料使用ができるよう配慮したものである⁴⁷。

二〇一六年現在館ホームページにおいては、取上げた教材の内容一覧を表で掲載している⁴⁸ほか、一般に『史料集』を販売している。



■ 学校教材史料集第1号

1. 那須国造碑が建てられた頃-下野古麻呂と大宝律令-
2. 頼朝と東国御家人の関係
3. 中世下野農民の成長と領主の対応
4. 江戸時代の下野の産物
5. 江戸時代の農民の休日是何日か？
6. 江戸時代の農民と学習
7. 江戸時代後半の農民と商店経営
8. 変化朝顔からみた江戸時代の庶民生活
9. 領主の課税強化と農民の対応
10. 幕末の商店
11. 明治維新を考える-太政官高札「五榜の掲示」・「地券」ほか-
12. 文明開化と明治の地方産業-「大日本博覧図」を読む-

図3 『学校教材史料集 - 授業に使うとちぎの史料 - 』

サービス強化方針を打ち出したことによる。原資料を児童生徒に触れさせ、歴史を身近に感じさせたいという基本方針の表れとして、県内全小中学校に配布された。絵図二二一点、文書一〇三点、時代別では江戸一八五点、明治一八八点が中心である。当初全点に付けられていた指導案は次第に付けられなくなり、資料の掲載のみの「目で見えるシリーズ」に移り変わっていった。指導案の減少とは逆に、資料の解説文を付けることになり、原文書に解説文がセットとなっていく。館所蔵資料に止まらず、館外資料をも含んだ地域学習資料の紹介という役割を果たす。紙面をB五版からB四版に拡大すると共にビジュアル化、カラー化を図った⁵⁰。

「資料案内」の成果を引き継いで、二〇〇六年四月より館ホームページ内に収蔵資料を活用した「授業活用例」を掲載した⁵¹。現段階では、掲載点数が限られており、ホームページ版は開発途中と考えられる。

(三) 埼玉県立文書館 ―資料案内・授業活用例―

一九七七年度から一九九三年度まで一七年間、収蔵資料を用いた授業実践や授業で活用できる資料を紹介した「資料案内」を作成・頒布⁴⁹した。その背景は、県立図書館から独立し、専任の館長が置かれた昭和五十一年、収蔵資料の利用拡大が館運営の根本理念との認識の下、学校教育への利用

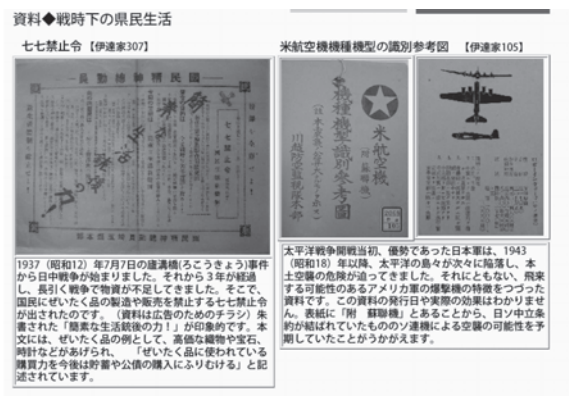


図4 学習指導案例「第二次世界大戦」

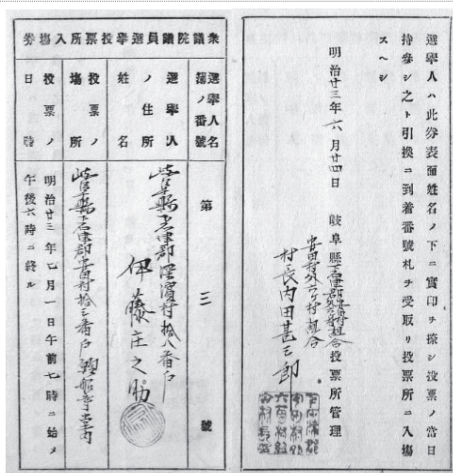
(四) 岐阜県歴史資料館 ―授業で使える当館所蔵史料

広報誌「文書館だより」に教員からの授業実践事例の寄稿を掲載した(一九九三年度)。

二〇〇七度から、県内の全小中学校に館からメールにより毎月配信した『授業で使える当館所蔵史料撰』⁵²を集約したのが、「授業に使える当館所蔵史料」である。収蔵史料から、小中高校の授業に使えるものを選び、各資料に画像と解説を付けて紹介。二〇一六年現在二四種類が整備され、館のホームページに掲載されている。

No. 17第1回総選挙入場券

『第1回総選挙入場券』【内田家文書10-36-1・2号】
・・・誰が投票できたのか？岐阜県の選挙人総数は？



史料(1)表,史料(1)裏

図5 『授業で使える当館所蔵史料撰』

(五) 山口県文書館 ―山口県文書館所蔵アーカイブズガイド・学校教育編
一九九二年から取組まれてきていた教員向け古文書活用講座(平均二〇

『北の丸』第49号 公文書館における学習支援活動について

4-2-4 岩倉使節団と福澤諭吉
岩倉使節団



●福澤諭吉(左)と岩倉使節団(右)「福澤諭吉と岩倉使節団」

●福澤諭吉(左)と岩倉使節団(右)「福澤諭吉と岩倉使節団」

●福澤諭吉(左)と岩倉使節団(右)「福澤諭吉と岩倉使節団」

図6 『山口県文書館所蔵アーカイブズガイド
- 学校教育編 - 』

名以上が参加)を公文書館の資料を学校での教育活動にいかにか活かすかとの観点から取組んだ南方長氏によれば、次のような学校連携上の要望が見られるという⁵³。第一に、資料を探して手に入れる方法に困難を感じていることから、授業で使える県関係の資料集の作成を希望、第二にインターネットによる資料提供、第三に公文書館からの出張講座の希望である。素材の提供に当たったの留意点として、①公文書館が学校教育連携にどこまで積極的に関わっていくべきか(押し付けや足かせにならないよう)、②実物と複製、内容と形式の問題、③教育現場でのニーズの把握である。このような検討が次第に形として現れてくる。

館蔵資料の中から、授業等で活用しやすい資料をピックアップし、わかりやすく解説を付した「山口県文書館所蔵アーカイブズガイド・学校教育編」⁵⁴を二〇一〇年度から作成開始し、二〇一一年度には館ウェブサイトにPDFによりアップロード⁵⁵した。データの一括ダウンロードの他、教科

書の項目毎に各トピックを表示できるようにした。これにより、資料の鮮明な画像をカラーで閲覧できるようになり、さらにデジタルデータであるため、学習プリントへの画像の取り込み等、授業での活用が容易になった⁵⁶という。

作成に当たつての基本的な考え方は以下の四点⁵⁷である。

- ① 日々の授業で理解の助けとなる所蔵資料を紹介し、授業で活用されることを目指す。
- ② 軸足を中学校の歴史の学習指導要領に置く。
- ③ 古文書が読めなくても活用しやすい資料をなるべく選び、教科書に即した平易な解説とする。
- ④ 継続的な取り組みにする

これらの作成は、高等学校に在職経験を持つ職員二名が分担して当たり、学習指導要領の改訂を契機に、中学生を主たる対象にすえ、小学生・高校生への目配りも行った。項目を教科書に準拠して、対応関係を容易に把握できるように工夫している⁵⁸。

(六) 新潟県立文書館 ―史料と教育シリーズ

一九九四～二〇〇二年度にかけてほぼ毎年度、研究紀要に「史料と教育シリーズ」の枠を設け、現場の小中高の教員に地域素材を用いた授業実践八例について寄稿してもらっている。対象は館蔵資料に限定されない。館蔵資料を対象とした実践は表2のとおりである。

(七) 小括

岐阜県歴史資料館を除いて以上の館は教育委員会に所属する館であり⁵⁹、

専門職員として教員が携わっているというメリットを最大限に活かした事業となっている。

具体的な資料集として、紙媒体による刊行が二〇〇〇年代に入ってから群馬県、栃木県に始まるが、授業の実践事例の紹介という活動が先行して埼玉県、新潟県で始まっていた。

豊富な館蔵資料のなかから、各段階の生徒等にふさわしい一点を選択するのは、思ったほど容易な作業ではなく、館員だけでなく、館外の専門家を巻き込んだ取組がポイントになることが群馬県の取組から伺える。実際の授業にそのまま利用出来る形態にプリントアウトするだけに仕上げたものまで工夫されている。その構成は、資料画像及び解説が基本となるが、ホームページからダウンロードできるという点では、群馬県、山口県が現段階で双璧といえる。従来の紙媒体による提供からPDF版による一覧リンク形式への変更の方向性は変わらないものと思われる。デジタルデータによる提供は、資料画像のディスプレイへの拡大表示を可能とし、デジタル教科書が導入される

表2 新潟県立文書館研究紀要掲載所蔵資料を使った授業実践

No.	タイトル	号数	発行年
1	地域を素材とした明治期社会の指導-県立文書館の新聞資料を使用して-(文明開化関連広告)	創刊号	1994
2	江戸期における地元特産物の授業について～「産物見立取組」を利用して～	第6号	1999
3	新潟県から見た自由民権運動-県立文書館収蔵・山際家文書を活用して-	第8号	2001
4	高等学校「政治経済」における県立文書館の活用-ディベート学習「情報公開」での試み-	第9号	2002

今日の状況を踏まえた対応である。加えて、絵図、写真等とは異なり文書では読み下し、それも現代仮名遣い、振り仮名の配慮も必要であろう。

授業（展開）案をできるだけ準備していくという視点も近年の教員からのニーズから配慮を要する事項であるが、どの程度のもとするかも課題である。栃木県立文書館の松本一夫氏は、問いを考えることによって学習を深めていく事例を公表⁶⁰しているが、「生徒の学習意欲を喚起するような教材を開発し、それを生徒の思考の実態にあわせて構成し、さらに授業において効果的な形で指導する」⁶¹ことを念頭に様々な実践を積み重ねている。学術研究の成果を取上げ、おやつと思わせるテーマで、図やグラフ、写真といった資料をじっくり見させる発問を用意し、思考を深めさせる歴史学習である。思考を促す発問をどう組み立てるかが、教師の力量であるといえるが、教材研究の時間が不足するという指摘への対応も必要であるかもしれない。

二 教員向け講座・研修会

（一）新潟県立文書館

一九九七～一九九九年度に、館蔵の古文書等を使用して、地域資料を生かした授業実践の素材提供を目的として、小中高の社会科教員対象歴史資料活用講座を夏休みに実施した。

（二）埼玉県立文書館

「教員を対象に、学校教育における文書館の利用方法や収蔵資料の授業での活用方法を紹介するとともに、教材研究の場としての文書館の利用促進を図る」⁶²ことを目的として、「もんじょ館利用体験講座」を開催している。

二〇〇四年度から県総合教育センターとの共催で開始し、対象は小中高特

別支援学校の教員である。夏季休業中の一日を使い、館蔵資料の紹介及び資料を活用した教材作成に取組んでいる。二〇〇七年度からは中級コースとして地域資料を活用した指導案作成コースと立体地図作成コースの二コースを増設し教員のニーズに対応している。

このほか、①県立総合教育センターや市立教育研究所主催の研修会、②県社会科教育研究会や県高等学校社会科教育研究会等の研修会、③市・町の社会科教育研究会や社会科主任会等の研修会なども要請に基づき、館で実施している。

（三）栃木県立文書館

二〇〇五年度から、県の総合教育センター主催の「土曜開放講座」に参加し、テーマ「地域史料を使った興味関心を育てる授業づくりを考える」に、「身近な資料を授業に活かす」「身近な教材史料の探し方」「資料を用いた授業実践例」「模擬授業」の四講座を担当している。

二〇〇七年度からは、開放講座の関連事業として、教員が実際に文書館へ来館し、授業に使えるような史料を選ぶ「教材開発ワークショップ」を実施している⁶³。

（四）福井県立文書館

二〇〇六年度から夏季休業中の教員の研修会として、高等学校教職員向け研修講座を開催した⁶⁴。古文書の読解力養成と館蔵資料の利用をねらいとしている。中学校教員向けの講座では、資料の探し方を身につけることをねらいとし、図書館と連携した「授業に役立つ図書館の達人講座」と「授業に役立つ古文書入門講座」（授業でとりあげられる歴史資料を紹介）を二〇〇八年度より福井市内の教員を対象として実施している。加えて、社会

料研究会等の研修会場を提供し、講演・館見学を組み込む等の取組もっている。

(五) 沖縄県公文書館

二〇〇七年八月「県立学校一〇年経験者研修」における学外研修を初めて受け入れ、一〇名余の参加を得た。五日間の研修期間である。二〇一〇年度には各自のテーマに沿った教材研究とその発表がなされた⁶⁵。

(六) 山口県立文書館

一般を対象とした古文書講座については、比較的公文書館で広く実施されてきているが、教員向けの講座を持つところは少ない。夏季休業中の四日間を使って、教員向け「古文書活用講座」を実施、「古文書の読解力の向上等、基礎的な技術や知識を習得してもらう」「古文書への関心を深め、郷土史教育に原典を活用してもらうための契機を提供する」ことを目標に掲げ、一九九二年から開始された。

二〇一二年度以降「授業で使える文書館活用講座」⁶⁶と名称と内容を組み替えて、二〇一四年度以降、入門と実践の二コース（各回二日）が開設されている。古文書の基礎的な知識や読解力の習得、グループ討論などを通じて、文書館所蔵資料を学校教育に活用するヒントを得てもらうための講座として位置づけられている。

(七) 小括

群馬県立文書館の水石理也氏は、学校連携には対教員と対児童・生徒の二つのアプローチがあり、第一段階としては教員への啓発を位置づけている⁶⁷。公文書館の所蔵資料は、「極めて難解・抽象的で、具体性の無

いものに見えてしまう」ことから、適切な教材化が図られる必要があると指摘しており、配慮事項として注目に価する。

三 出前（出張）授業

(一) 群馬県立文書館 — 出前講座

二〇〇六年度以降、学校連携事業の館外事業の一環として、文書館所蔵資料の学校現場での活用を促進し、資料利用による授業改善を促すことをねらいとして「出前講座」を実施した⁶⁸。総務普及グループの学校連携担当が、受入校との打合せにより、オーダーメイドの講座である。県立高校で実施された「群馬学」講座では、一回二時間・七日間の比較的長い連携事業であった。六回は館蔵資料を中心にした江戸・明治の地域資料学習であり、江戸時代の村の基本台帳・検地帳と宗門人別帳（当時の家族構成を復元）、「国定忠治人相書」から人物像をよみがえらせるなどの取組を行った⁶⁹。

(二) 岐阜県 — 出前授業

二〇〇八年度に「はじめての古文書」講座を開設し、すそ野を広げる活動を展開した。小中学生の歴史学習と教員の研修を目的に館を利用してもらうという宣伝活動の結果、「出前授業」の実施に結びついた⁷⁰。館蔵資料を活用した授業を行って、現物の資料を目にした子どもたちの歓声が上がったという。

(三) 栃木県立文書館

二〇〇九度から職員（二名）が古文書を学校へ持ち込み、担当教師とのチームティーチングにより授業（授業支援事業）を実施、においや汚れ等

実物の迫力を体感してもらっている⁷¹。小学校一年生でも江戸末の朝顔図鑑を用いた授業が実践されている⁷²。授業担当者がどこでどんな資料を使いたいという願いを相談すると、館蔵資料の中から最適な資料を選択し、両者の打合せの結果、具体的な授業構成を詰めていく。授業の主体は担当者であって、部分的に館職員が支援するという進め方をする。朱印状から江戸將軍の名前を読み取る、ひら飯名で書かれた江戸時代の産物書上帳から当時の動植物を見出す、明治期の五榜の掲示の高札の大きさに驚く、地券を生徒一人一人に配布して情報を読み取る等の活動が展開されている⁷³。

(四) 福井県文書館

二〇〇九年度から毎年一回、教科書に取上げられる検地帳や寺請証文等、実際の古文書を使用した授業を高等学校で実施している。予め授業プランを提示し、学校側のニーズを把握した上で実施している。日本史の教科指導や進路指導（先輩講師として）としての位置づけられるものもある。実物資料による知的好奇心・探究心の喚起が図られているようであるが、継続性に課題が残るようである⁷⁴。放課後に希望者対象の学校図書館連携による講座として実施する形もある。

(五) 札幌市公文書館

館設置前身時代の文化資料室期の二〇〇二年度から小中学生対象のセミナー「札幌市の歴史探検」（二・五時間）を年複数回実施してきていた⁷⁵。内容は一時間の講義と後半の一時間でミニ新聞作りというプログラムで、新聞作りには材料となる画像等を提供する。開館後の二〇一五年度に学齢期を中心とした若年層の積極的利用喚起のため、教材としての所蔵資料の活用と学校を会場とした館職員の講演活動による普及に取り組んだ⁷⁶。中学

二年生を対象に、「札幌市民と戦争」札幌市公文書館所蔵資料からみる戦時下の札幌」の講演を行った。戦後七〇年の、総合学習の導入的位置づけであった。講演後に現物資料に閲覧の時間をとった。学びの場に現物を持ち込むことの有効性が認識された。課題として、授業後の生徒の認識、思考へのフォローアップの必要性（単発の講演で終わらせない複数回の取組の必要性）が指摘されている。

(六) 小括

出前（出張）授業の最大の長所は、日頃の担任に代わって専門の職員から実物の資料に触れる機会が得られるという点にある。しかし、そのような経験は松本氏がいうように、トピック的なものに終わる可能性が高い⁷⁷。あくまでも主体は現場の教師であり、丸投げには応じないと職員で確認しあっているという⁷⁸。群馬県の実践でも、年数が経つにつれ、「文書館における任せ」的な態度になってしまった部分がみられたという課題が指摘されている⁷⁹。その点で、栃木県の実践は、館が登場する部分が抑制的な扱いとなっており、黒子に徹している点で卓見といえる。札幌市の所蔵資料を用いた講演会でも、単なる一コマに終わらせないフォローアップについて言及している。学校側に公文書館が入り込んでいく時間は限られており、その制約の中で館にどのように児童生徒を引きこんでいくのかも考慮する必要がある。

四 教材の貸出

(一) 群馬県立文書館

展示会（収蔵資料展、企画展、特別展）で作成した解説パネル、写真パネル、文書複製物等を館外に貸し出す取組を行っており、一般団体のほか、

学校現場での利用促進を行っている⁸⁰。

(二) 福井県文書館

二〇〇九年の企画展示「すぐろく展」を契機に、すぐろくや絵図・地図等の大型資料をA一ないしB〇サイズの大判特殊合成紙に印刷した複製シートを作成した⁸¹。一〇〇点近い資料が複製シート化されている。その後、地券や五榜の掲示等追加している。県立高校の学校祭で展示パネルの巡回展示を実施したほか、社会福祉施設や地域の公民館等にも貸し出されている。地域の特定できなかった写真について、有力な情報が寄せられる等想定外の反応が見られるという。

(三) 小括

大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立歴史民俗学博物館では、「こどものための、持ち運びできる小さな博物館」として「みんなつく」を用意し、貸出をしている。実際に着ることができる民俗衣装、生活用具、学用品、楽器がセットになった一四種類のバックがある。予約多数でなかなか思い通りに借用することは難しい盛況ぶりである。併せて活用例をホームページに掲載している。同様の学校貸出キットは、九州国立博物館でも「きゆうぱつく」として知られている。所蔵する資料（コンテンツ）からパズル・ゲーム、体験キットを生み出す過程が必要であるが、いわゆるレプリカとして有効な素材を作り出していくことが必要であろう。次項の体験学習で試した後、貸出教材にしていくのが順当な取組の流れと考える。

五 来館者体験学習

(一) 栃木県立文書館―「なんじやもんじょ探検隊」「とちぎの歴史探検隊」

教育委員会内の組織である栃木県立文書館は、二〇〇二年度から「なんじやもんじょ探検隊」を実施している。小学校五、六年生を対象に、夏季休業期間に数回（一回二時間半程度）実施しており、内容は、電動書架を動かして文書館の中を探検して「宝箱」（学習課題が入ったもの）を探す、ひら仮名書きの江戸時代の産物帳を読む、江戸時代のいろいろな商品の値段を考える（二〇一〇年度）である⁸²。二〇〇五年度からは中学生向けの「とちぎの歴史探検隊」を実施している⁸³。

(二) 群馬県立文書館 ―「夏休み子ども探検隊」

小学校高学年・中学生を対象とする文書館の紹介、施設見学、収蔵資料を活用した体験プログラムを組み合わせた活動を二〇〇五年度から実施している⁸⁴。体験プログラムと称するものは、①くずし字体験と和綴じ本作り、②施設見学と和紙工作（しおり作り）、③国絵図パズルの組立・ミニパズルの作成、④資料保存の大切さを考える・誕生日の出来事を当時の新聞で調べる、である。

(三) 北海道立文書館 ―「夏休み子ども歴史教室」

二〇〇六年度より「文書にふれよう（二〇一四年から、アーカイブズにふれよう）夏休み子ども歴史教室」を小学校高学年から中学校三年生を対象として開催した⁸⁵。

内容は、古文書解読のための基礎知識を概略学んだ後、テーマ別にグループに分かれて、昔のことを学んでいく。「二三〇年前の小学生 どんな勉強していたの?」、「北海道鉄道はじめて物語」「屯田兵のくらし」などである。

(四) 埼玉県立文書館

小中高生を対象に和紙（ユネスコ無形文化遺産に登録された埼玉県小川町、東秩父村の細川紙）を通して、我が国の歴史と文化を学ぶことができる⁸⁶。

（五）福井県文書館 ―「文書館・図書館まるごと探検隊」

福井県立文書館では、併設する県立図書館と連携し、小中学生を対象に、書庫や所蔵資料を見学する「文書館・図書館まるごと探検隊」⁸⁷を二〇〇九年度より実施。見学のまとめとして、オリジナル新聞を制作するという点が工夫の見られる取組⁸⁸となっている。このほか、バックヤードツアー「図書館探検隊」⁸⁹や遠足や総合学習での訪問受入れを行っている。保育園児が来館する際には、所蔵資料である着ぐるみキャラクターを着て演じるという。書庫、くん蒸室の見学、資料に穴をあけてしまった“犯人”探し、重たい扉の中の真つ暗な書庫体験を行う。

（六）岐阜県歴史資料館 ―「歴史サークル」「夏期信長歴史教室」

小中学生を対象として「歴史サークル」及び「夏期信長歴史教室」を開講している。各学校を通してそれぞれ一〇名程度募集している。「歴史サークル」は六〜十一月にかけての九講座に連続して出席できることを前提とし、「夏期信長歴史教室」については夏休み中に実施する三講座（各二回ずつ）のうち興味のあるどの講座に参加してもよいこととなっている。自分の花押作りに取組む等の活動がある。

（七）小括

児童生徒の来館に際し、公文書館でどのような体験活動を提供できるかは、今後も試行錯誤が続くと思われる。当館では、修復業務に関連して、

和綴じ・製本作業、中学生の修学旅行における総合学習の一環で、裏打ち作業の体験といった活動を行ってきた。

また、クイズ・ゲームといった活動も小学生向けには有効であろう。当館では、「夢法案作成ゲーム」⁹⁰を二〇一四年夏の体験ツアーに実施した。ゲームの概要は、①参加者は、内閣総理大臣となり、自分の夢や希望を「私の夢法案」として表明する。②その後、常設展の展示資料に関連するクイズに回答する。③クイズに全問正解すると、自分の夢法案にサイン（花押）を記入し、「閣議決定文書」を作成する。



図7 私の夢法案ゲーム作成「閣議決定文書」

夢法案作成ゲームにも取り入れたが、所蔵資料の公文書を見ていくと比較的注目できる内容として、「印」、「花押」というものがある。岐阜県歴史資料館にも見られたが、自分の花押を作るといふ活動を通じて、印判、サインといったものの意味を考えることができるのではないだろうか⁹¹。

六 その他特色のある取組

(一) 福井県文書館

福井県の独自性ともいえるが、県中学生郷土新聞コンクールへの支援を夏休みに実施している。生徒にとって夏休みの課題を解決するため、公文書館の支援を求めて来館するようになるという。

郷土新聞作りの目的が、中学校学習指導要領の歴史的分野の目標にある「(四) 身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。」にあると考え⁹²、テーマの設定からレイアウトの表現に至るまでの基礎的なフォローまで意を尽くしている。

館は予め収蔵資料や資料の検索方法を紹介した「文書館新聞」を全中学



図8 福井県中学生郷土新聞コンクール優秀作品展示

校に配布してPRし、郷土新聞作り「ポイント講座」の開催、県立館として「出張相談会」の実施、成果となった入賞作品については館エントランスで展示する⁹³という。

我が国でもNIE (Newspaper in Education)、学校教育に新聞を教材として活用すること⁹⁴がようやく浸透してきたといえるが、関連の深い事業として連携を深める必要があると考える。

館の所在する地元中学校と連携した「一枚の写真から昭和時代を探ってみよう」は、祖父母が所持する昭和時代の写真をもとに時代背景を調査してまとめたレポートを館で展示発表するものである。第三章第一節で述べた「回想法」とは別に、家族の歴史の継承、共有・共感、新たな歴史資料の発掘といった側面に注目していきたい。

(二) 沖縄県公文書館 — 「公文書館利用キット」導入編・歴史と公文書館
ある中学校のクラスにて

導入編としての読物を作成した⁹⁴。「歴史とその記録を残す」意義をイラストにより生徒と教師の対話形式で説明するものであり、今後、収蔵資料を使った本編の作成が待たれる。



図9 「お家アーカイブズ」

(三) 藤沢市文書館

館の広報誌の子ども版「子ども文書館だより ふみくら」を二〇〇九年から年一回発行している。創刊号は戦前の観光リーフレット等の資料を巻頭に、館の役割の紹介、館の仕事、二枚の新旧駅の写真の比較のクイズからなるA四判四頁だてで市内小中学校のクラスに配布している。内容も試行錯誤の上、二〇一四年までに五号を発行しているが、編集に対する見直しに迫られていると報告している。具体的な反響がなく、本当に読まれているのか確信できないとのことであつた⁹⁵。

(四) 小括

他機関との連携という観点から、実践から学んだことを記しておきたい。まずは、ホームページに学校との連携事業を示すページを作成することが、館の取組を示すことになるという点である。トップページに図10のようなボタンを設置している館が増えてきている。

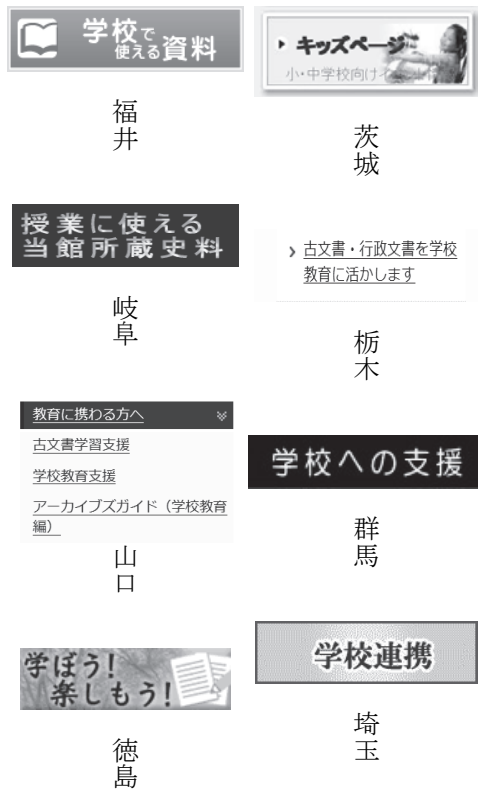


図10 「学校支援」のバナー

次に、連携の前提となるコンテンツの作成の段階の取組についてである。

徳島県立文書館では、所蔵資料を使用したコンテンツを集めた「学ぼう! 楽しもう!」のページを用意している。館ホームページでデジタル画像の提供を行っているが、それらのコンテンツを作成する際に、「大学等との連携」という視点が有効である。多くのコンテンツが「共同制作」となっており、徳島文理大学人間生活学部メディアデザイン学科との連携、徳島大学総合科学部桑原研究室との連携（古文書「安政南海大地震有姿記」の解説・意識と校正は文書館）、徳島文理大学建築デザイン学科川村ゼミ（図面・古写真を利用した3D画像作成）、古写真ボランティアとの協働事業（絵はがきの整理）が二〇〇六年以降行われていることである。具体的な関わりかたや事業の概要についての報告は管見の限り見当たらないが、日常的な相互の連携が生み出したものといえる。

最後に指摘したいのは、連携の構築についてである。

埼玉県立文書館は、学校教育、特に高等学校との博学連携の長い実績がある。その中で、二〇一三・一五年度に埼玉県教育委員会主催の教育課程改善委員会地理歴史部会と連携した、公文書館所蔵資料を活用した教材開発に取り組んだ。この事業の目的は、「本県が誇り、一部は国の重要文化財に指定されている埼玉県立文書館所蔵の史料を掘り起こし、高校地歴科における伝統と文化を尊重した教育の充実及び思考力・判断力を育むための資料として教材化するとともに、その活動を通じて教員の指導力の向上及び埼玉県立文書館の利用促進を図る」ことである。当初は授業で使えよう資料の発掘と教材化が目標とされたが、二年目には公開授業実践にこぎつけた。そして実物資料を提示する授業をめざし、最終年度には更に発展して、高校生が参加する文書館ワークショップにつなげていった。そこでは、

教員と専門職員が予め選定した資料とそれを読み解くためのワークシートを基に、アドバイスを受けつつ、高校生が「展示解説」を作成し、発表し合う活動に発展させた。

埼玉県立文書館は、教育委員会に属する、教育、学術及び文化の発展に寄与するための施設であるので、教育委員会内部での連携は比較的取りやすいものとは思量するが、全県の高等学校教員の委員からなる部会を複数年度組織化した事業を行うというのは、その開始にこぎつけるまでに大きな関門があり、他の地方公文書館では実現できていない点からも先駆的な取組といえるであろう。

第四章 これからの公文書館における学習支援活動のあり方について

第一節 公民科教育へのアプローチ

「歴史資料として重要な公文書その他の文書」（「歴史公文書等」という。公文書管理法第二条第六項）を中学校社会科公民的分野又は高等学校公民科において活用した事例としては、管見の限り、現段階で以下の三例があげられる。

（一）新潟県立文書館

高等学校において公文書館所蔵資料を利用した実践を最も早く提案したのが、坂上法子氏であると考えられる⁹⁶。高校三年生の「政治経済」のディベート授業で議論するテーマを、「百年後にはどんな情報も公開すべきである」とし、単位の中に実際に新潟県立文書館の見学を一時間設定した。具

体的な公文書館所蔵資料を用いて議論をするというよりは、館の見学で入手した情報を発表の中に活かしていく活動であり、公文書館の役割や活動を扱ったものであった。単に一時間というのではないディベート学習のテーマの一つに「情報公開」を取り上げた活動事例である。

（二）神奈川県立公文書館

西沢均氏は、高等学校「現代社会」及び「政治経済」の「新しい人権」の学習で、公文書館を含んだ情報公開を「プライバシーの権利」学習として神奈川県立公文書館条例等を用いた問題解決型学習（マスキング実習を含む）を、また中学校公民分野において「基地騒音関係書類」（「騒音地図」「米軍基地移転の要請」文）を用いた「日米安全保障条約と基地問題」を考える学習指導案を提案した⁹⁷。実践を踏まえた生徒の反応の把握や改善方策については、現段階では不明であるが、公文書館に所蔵する、極めて現代の資料を用いた学習活動の可能性を提言するものである。

（三）岡山県立記録資料館

現代社会の地方自治の学習に歴史公文書等が有効と考えた前田能成氏は、条例制定について直接請求、請願、採択からなる一連の簿冊（音の暴力を取り締まる条例関係綴）を資料とした提案をしている。また、「知事選挙関係資料綴」から選挙啓発ビラ、候補者の訴えを資料に、模擬選挙や模擬議会といった設定による活動を取り込む授業案を公表した⁹⁸。

二〇一五年六月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布され、一八歳選挙権が導入された。文部科学省のみならず、総務省⁹⁹も積極的に有権者教育を進めているなかでの公文書館からの提案が岡山県の例といえる。

「町村合併関係綴」により、昭和の大合併の経緯を平成のそれと比較することで、デイベート等の学習活動が展開できるとする。学校現場で高校教育に携わった著者が公文書館に所蔵される資料をいかに学校教育に活かすことができるか検討した提案で、具体的な展開案や使用する資料を絞り込んだ現場での実践が待たれるところである。

(四) 小括

歴史公文書等は、歴史学の素材という範疇から、現代政治・社会を研究する素材として拡大していくことが可能であることを以上の事例は少ないながら示していると思われる。特に、公文書館の所蔵資料にある公文書が政治学習に親和性が高いと考えられ、今後の具体的な実践事例の増加が期待されるところである。

中央教育審議会の次期学習指導要領の改訂（高等学校二〇二二年）により、高等学校公民科の中に「公共（仮）」が導入される見込みとなった。欧米、特にイギリスにおけるシティズンシップ教育の必修化（二〇〇二年）の流れ¹⁰⁰を受け、二〇〇六年経済産業省が「シティズンシップ教育宣言」を公表、主権者教育の一層の充実が求められている。シティズンシップ教育の定義も多義性に富むが、個人と社会の関係のあり方／個人の社会との関係の持ち方について学ぶ教育であると整理される。シティズンシップを平和的で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質ととらえると社会科学教育が強く関連することは疑いない。

坂井清隆氏は、日本における社会科学教育が、「社会や政治などの仕組みを学ぶことに重点が置かれ、市民性の育成には十分に力を入れてこなかった」という反省から、未来の有権者、これからの社会の形成者を育てていくために市民性教育・政治教育に積極的に取り組む必要性を指摘¹⁰¹している。

既に先駆的な日本国内のシティズンシップ教育の例として、道徳と「総合」を統合した大阪教育大学附属池田中学校の「市民科」（二〇〇二～二〇〇四年）、道徳や「総合」、特別活動の統合科目とする東京都品川区小中一貫校における「市民科」（二〇〇四年）が見られるが、何れも、社会科学との関連性については十分に整理されていない。お茶の水女子大学附属小学校における教科「市民」（二〇〇二～二〇一三年）は、「社会」に変わる教科と考えられ、社会的価値判断力や意思決定力を育成する場面設定型学習を展開する。

第二節 地理教育へのアプローチ

これまで地図資料を社会科学学習に利用する取組は比較的広く行われてきている¹⁰²。

歴史公文書等を用いた地理教育への公文書館からのアプローチとしては、以下があげられる。

一 山口県文書館 ―古地図を活かした地域史再発見

直接的に学校教育を対象として実践したものではないが、学校教育における地域調査学習への応用について意識化して取組まれたのが、山本明史氏の地域史再発見の実践である¹⁰³。館蔵の江戸時代の絵図に描かれている現地を実施に歩くことで、当時の名残を実感することができる。当該報告は、同館が従来から教員向けに実施してきた講座を開館五〇周年記念行事として、一般市民へ対象を拡大した際の取組報告である。山本氏は、七項目に上る学習の視点¹⁰⁴を示し、小中高のそれぞれの発達段階に応じた社会科学・地理歴史科の有効な体験学習教材になりうることを指摘している（総

合的な学習の時間」や学校行事への応用も指摘している。教材化に向けての諸準備の段階で公文書館の支援、絵図の選択という最重要ポイント等をもっている。

二 GISを用いた歴史地理学的研究と教育への応用

(一) 古地図・絵図とデジタルアーカイブ

国絵図に関する研究動向を整理した磯永和貴氏によれば¹⁰⁵、その中核である国絵図そのものの研究である史料論研究（六割）に大きく貢献したが、地方自治体史の編纂や展示会図録、高精細画像によるインターネット公開であった。高精細画像の国絵図をインターネットで公開している機関としては、国立公文書館や山口県文書館などが知られると指摘している。

古地図・絵図のGIS (Geographical Information System、地理情報システム) 分析が、歴史地理学的命題の解決に向けてより有効な手段となりうることを示したのが、平井松午氏による一連の研究¹⁰⁶である。利用に当たって古地図画像データをGISソフト上で位置補正する必要がある、必ずしも容易な作業ではないが、紙ベースでは困難な定量分析や航空写真・数値地図と重ね合わせるの歴史景観分析などに有効である。さらに、歴史資料データベースと組み合わせることで、新たな時間データベースの構築も期待されるという。平井氏が所属する徳島大学附属図書館では、所蔵する絵図の高精細デジタル画像を作成・公開している¹⁰⁷。

筆者は、こういった手法を公文書館の展示学習機能に活かすことができる。例えば、徳島県立文書館では、所蔵する写真や図面を用い、地元の徳島文理大学建築デザイン学科と共同事業として、戦前の徳島県立図書館等の3D復元を行っている¹⁰⁸。近年の技術を用いた多様な分析、表現を館だけの事業に終わらせず、外部の専門機関との連携で実現していく

という姿勢は見習いたいものである。

(二) 防災、復興教育とデジタルアーカイブ

二〇二二年に導入見込みの「地理総合（仮称）」に置かれる三つの内容項目のなかに、第三の「防災と持続可能な社会の構築（案）」では、日本国内や地域の自然環境と自然災害との関わりや、そこでの防災対策について考察させるとともに、生活圏の課題を、観察や調査・見学等を取り入れた授業を通じて捉え、持続可能な社会づくりのための改善、解決策を探究させるという構成が適当である¹⁰⁹とされる。

都市の被災、復興を記録することの意義とその方法論について提案している村尾修氏等の研究¹¹⁰がある。具体的なケーススタディとして、都市空間の変遷をGoogle Earth上に記録する方法論を構築し、空間情報をデジタルアーカイブとして記録していくことを目的とする。技術的な方法論については省略するが、東京都千代田区・中央区の事例では、当館所蔵資料のデジタル画像が豊富に使用されている。江戸期の天保国絵図武蔵国、明治期の明治東京全図、関東大震災後の東京都市計画図、戦災による全国主要都市戦災概況図東京等である。都市形成の変遷を把握するツールとして、地図に加え、写真等が有効である。時代の異なる地図の比較を可能とするものである。

従来は、紙媒体で新旧の地図を比較することで時間の経過を比較していたため、その変化を的確につかむことは容易でなかったが、地理空間情報技術の発達には新たな取組を可能としている。特に、現在の地図と重ね合わせ（オーバーレイ）することで容易に対比できるという点でデジタル技術の応用は欠くことのできないものとなっている。また立体的な表現という点からGoogle MapよりGoogle Earthがより好ましい¹¹¹。文部科学省と

連携して、初等中等教育における地理空間情報及びGISの活用を推進している国土交通省国土政策局国土情報課では、教員向けGIS研修プログラム¹¹²を実施し、活用の手引き、活用事例やGIS活用に役立つウェブサイト等の情報源の紹介を行っている。

GISを歴史学のみならず歴史教育の分野において、情報リテラシーの一つとして浸透させていくことが必要ではないかと感じている。

(三) 多次元デジタルアーカイブ

「ナガサキ・アーカイブ」「ヒロシマ・アーカイブ」「東日本大震災アーカイブ」「沖縄平和学習アーカイブ」¹¹³等の「多次元デジタルアーカイブ」シリーズを制作した首都大学東京の渡邊英徳氏は、多数の歴史資料を、Google Earth（デジタル地球儀）上の仮想空間に集積していくアーカイブ構築活動を通じて、人々をつなげ、「記憶のコミュニティ」を形成し、未来に向かって記録を遺していく取組を続けている¹¹⁴。

既存のデジタルアーカイブが、キーワード検索あるいはカテゴリ選択による該当資料の検索は「ツリー構造」を構成しており、予備知識のないユーザにとって、デジタルアーカイブ内部の構造や資料相互の関係性がつかみづらいという弱点を持つと指摘する。また、近年横断検索が拡張されてきてはいるものの、複数のデジタルアーカイブを俯瞰することが難しいという弱点があるという。これらを解決する手法として、複数のデジタルアーカイブをデータベースに格納した後、Google Earthの三次元地形上に表示することで一括表示されることを試みた。過去の写真をオーバーレイすることで、現在の街並みとのつながりがとらえやすくなる。オーラルヒストリーを収集することで、証言ビデオとして重層的な表現が可能となる。これらの資料集めの段階が様々な人による活動によって成立し、高校生等

の活動が生まれている。こうした活動が過去の出来事を調べ、表現するだけでなく、次世代の語り部を生み出す、記憶を未来に継承するという働きをする。

渡邊英徳氏を代表とする二〇一五年の中部大学国際GISセンターの研究¹¹⁵では、市民参加の情報発信プラットフォームと運用体制の開発を行った。この活動には京都府福知山成美高校及び福知山市民が参画した。五回のワークショップを通して、市街地の水害ハザード情報を発信するプラットフォーム作成・公表等の成果が得られた。学校を飛び出し、ICTを活用し、地域の中で、アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び¹¹⁶）を行う好例と思われる。

(四) 小括

当館では、二〇一六年度の教員向けアーカイブズツアーにおいて、先行事例を基に、館所蔵資料の地図類を活かした学習活動の提案を行った。具体的には、当館デジタルアーカイブにおいて高精細画像を提供している「全国主要都市戦災概況図」¹¹⁷をGoogle Earth上に重ね、地域調査の活動を提案した。従来は、地図を広げ、現在地との確認を行うこととなるが、この方法であれば、載せた地図の濃度を調整することも可能であり、また地図の拡大縮小が容易であるため即座に現在地を把握することが可能である。生徒がスマホ等で現在地の写真を撮影すれば、地図上のポイントに写真情報を追加することも容易である（位置情報をメタデータとして持っている）¹¹⁸。図5は、これらの発展として、関東大震災後の写真及び都市復興の地図を現代の地図と重ね合わせたものである。

当館の所蔵資料を活かした地域調査活動の利用を呼びかけていきたい。



図 11 Google Earth に当館所蔵「大東京都市計画道路網図」（関東大震災後）と「永代橋」（関東大震災時）を重ねた図

第三節 歴史的思考力を育成するための歴史公文書等

一 「歴史的思考力」の登場

「歴史的思考力」が学習指導要領に明記されたのは一九五六年、世界史の目標においてであった（日本史では一九七〇年）。爾来六〇年の年月が経つが、その位置づけは、これまで必ずしも明確ではなかった¹¹⁹。歴史という教科は、思考力とは対極の、細かな事実的知識を覚え込む暗記科目と認知されがちで、またその概念の定義化も不十分であったことが要因である。

一九九九年版の日本史Bでは、通時的な主題追究学習（学習方法）により身に付けられるものとされ、その点は、現行の二〇〇九年版学習指導要領でも継承され、地理的条件や国際環境と関連付けて総合的に考察し歴史的思考力を培う学習を、日本史・世界史において行うことが求められている。

二 「歴史的思考力をどう育成するか」——平成二八年全国歴史教育研究協議会第五七回研究大会（埼玉大会）

「歴史的思考力をどう育成するか」をテーマに二〇一六年七月に埼玉県で開催された全国歴史教育研究協議会の研究大会では、実行委員会が考えた「歴史的思考力」の要素を基に、様々な角度から議論が行われた。子どもたちに求められる資質・能力の一部である「歴史的思考力」は、「①資料を科学的に適切に読み取る力、②因果関係や変化を考察する力、③多面的・多角的に考察する力、④意義や意味を説明する力、⑤新たな課題を見出す力」¹²⁰の五つの要素から成り立っているとした。

三 解釈型歴史学習

イギリスのナショナルカリキュラムの歴史学習を研究した土屋武志氏は、児童生徒に歴史家体験をさせることが肝要と指摘する。歴史家体験とは、単なる事項や歴史用語の記憶ではなく、情報を活用し、思考を深める活動である。多様な歴史解釈があり得ることを経験させることである。解釈、すなわち歴史読解は、資料読解（情報評価）と歴史表現（情報構成）の二つの軸によって高めていく学習であるという。資料読解は、資料を観察して疑問・興味を発見する↓資料を比較して資料価値を評価する↓異質な情報を踏まえて資料を再評価するという発展モデルを提唱した。歴史の授業において、結論（歴史的知識）を獲得させることが目的ではなく、結論を論理的に構成（解釈）するための手段・方法を学ばせることを目的としている点に特色がある。歴史家体験は職業歴史家を育成するためではなく、主権者として歴史を描く、民主社会の市民を育てる学習であると位置づけている¹²¹⁾。

四 「歴史的思考力」とは何か

池尻良平氏は、先行研究の収集結果から歴史的思考力を五つに分類（①史料を批判的に読む力、②歴史的文脈を理解する力、③歴史的な変化を因果的に理由付ける力、④歴史的解釈を批判的に分析する力、⑤歴史を現代に転移させる力）し、それぞれの力を育成するために使用するメディアを位置付けた（表3）¹²²⁾。

池尻氏は、近年特に重要視されている「歴史的思考力の育成」に対して、デジタルアーカイブをいかに活用するかについて論じた¹²³⁾。事例として、“World Digital Library”、“国立国会図書館デジタル化資料”、“Digital Collection & Services”、“Old Maps Online”、“NHK 戦争証言アーカイブズ”

表3 歴史的思考力の分類と効果的な育成方法

	歴史的思考力	使用するメディア	課題の設定方法	評価方法
(1)	史料を批判的に読む力	デジタル・アーカイブの利用、複数の史料	史料が書かれた意図に関する	質問をする史料の定義を記述させ、変化を分析する
(2)	歴史的文脈を理解する力	日記、写真、オーラル・ヒストリー、アドベンチャーゲーム	背景知識を盛り込めるストーリーを作らせる	歴史的共感の5段階モデルに沿って、思考の段階を分析する
(3)	歴史的な変化を因果的に理由付ける力	コンセプトマップを描けるICT環境、シミュレーションゲーム	探求的な課題を課し、その因果関係を構築させる	因果的な論述問題の解答を多面性と具体性で分析する
(4)	歴史的解釈を批判的に分析する力	デジタル・アーカイブの利用、マルチメディア、複数の史料	2つの解釈が内在するテーマで議論を行わせる	議論内容の多面性を分析する
(5)	歴史を現代に転移させる力	コンセプトマップを描ける学習環境、歴史と対応する現代的要素をまとめた教材	歴史をアナロジーとして利用し、現代社会の問題解決をさせる	歴史的事象と類似する現代的事象を記述させ、量と質を分析する

である。歴史的思考力の中心的能力として、「歴史的な理由付け」(historical reasoning) を挙げた Drie & Bostel (2007) を引用している。

そして、六つの要素「①歴史的質問、②文脈化、③史料の使用、④議論、⑤本質的な概念の使用、⑥メタ概念の使用」と関連して「歴史的な理由付け」が行われるとする。

デジタル・アーカイブが歴史的思考力のうち、①②③に対して特に効果があり、実際の歴史学習の活動場面において、歴史のデジタル・アーカイブを活用する実践研究を行うことが重要と指摘する。

五 歴史的思考力の育成に寄与するデジタルアーカイブ

濱田英毅氏と佐久間健氏は、社会科が究極的な学習目標とする「公民的資質の育成」につながる歴史的思考力の育成に際し、社会認識力を育成するための主題学習や問題解決学習に利用可能なICT教材の開発が必要であるとの認識から、近現代公文書のデジタルアーカイブを基盤とした歴史公文書の学習支援コンテンツを検討した。

歴史資料（一次資料）を用いた問題解決学習を通して社会認識力と問題解決力を養成することができれば、公民的資質の育成につながる有力な学習方法になる。すなわち、近現代の歴史的公文書を用いた問題解決学習を開発することで、公民的資質の育成が可能になるとの仮説から、そのためのICT教材として、近現代の歴史的公文書を用いた学習支援コンテンツについて検討し、そのプロトタイプを示すことを目指した。

佐久間氏は、従来の歴史公文書のデジタルアーカイブについての評価を、「専門的な背景知識の乏しい学習者の立場を意識してこ」ない上、「学習者どころか教師ですら利用が難しく、研究者のみ利用可能なマニアックなシステム」と断じた¹²⁴。

一方で近年の歴史学習を意識した多元的デジタルアーカイブの登場により、問題解決学習に活用可能なICT教材としての可能性が生じてきていると結論となった。

「多元的デジタルアーカイブとは、各種の歴史資料をリンクによって結び構造化して、学習者に知識を提供する学習支援コンテンツ」であり、第一に、オーラルヒストリー等の各種の歴史情報を地理空間に埋め込み、多面的・総合的な理解を促す、渡邊英徳らの方式（「ヒロシマ・アーカイブ」等）であり、第二に、歴史的公文書の組織歴を構造化して社会空間（政治・文化空間も含む）を視覚化し、地理空間や時系列（時間）を含めた複眼的な視点から社会的事象の理解を促す国立公文書館アジア歴史資料センターの方式（「テーマ別歴史資料検索ナビ『アジア歴グロッサリー』」）であると分類した。

上記二例は共に問題点を抱えている。第一の方式は、①社会的空間まで明らかにできない、②オーラルヒストリー（二次資料）が歴史的公文書等（一次資料）の情報に優先しており、学習者が理解しやすい一方で、歴史上の原則に反している、③特定テーマの問題解決にのみ利用可能という点である。

また、第二の方式も、①組織の歴史が中心で生き生きとした個人の実像を描き出せていない、②歴史的公文書（一次資料）のみで、オーラルヒストリーのような実感の得やすい二次資料への接続がない、③特定テーマの問題解決にのみ利用可能という点である。

このような欠点を補い、より学習者が理解しやすい歴史的公文書の学習支援コンテンツを構築するには、次のような対策が必要であるという。

歴史的公文書（一次資料）の情報を基盤としつつも、そこにオーラルヒストリーのような学習者が理解しやすい歴史情報（二次資料）や、平易な

解説を付す。また、時間的要素と空間的要素だけでなく、歴史的人物の情報も背景知識として構造化する。それらをリンクでつなぐことで、より複眼的に、多面的・多角的な考察が可能となる。また、前節で検討した歴史的思考力（＝公民的資質）の学力要素や、学習者の理解を促すために教育工学的な視点を考慮することで、学習者がより理解しやすく、より豊かな専門的背景知識を複眼的に提供する歴史的公文書の学習支援コンテンツを構築できるというものである。

六 小括 次代のデジタルアーカイブ

中央教育審議会の教育課程企画特別部会は、歴史科目の今後の「指導方法の変革を支援する方策」の一つとして国立公文書館デジタルアーカイブとアジア歴史資料センターのデジタルアーカイブを紹介した¹²⁵。

これまで歴史研究者にその有効性が認識されてきていることにとどまらず、学校教育の場面においても、資料の活用に資する、今後期待される機能として定着してきていることを示しており、引続き更なる発展が望まれているといえよう。

資料の活用といった場合に、資料そのものを解説し、解釈していくだけでは不十分である。「史料を取り巻く当時の社会的文脈を考慮に入れる」¹²⁶ことが不可欠であり、歴史学習に必要なスキルに関する学習モデル¹²⁷にも配慮する必要がある。

さらに、二〇〇〇年を前に生涯学習政策の流れの中で期待された学校教育と博物館等の連携は、学校教育システムへの博物館の参加という側面もあった。あるいは博物館でなければ得られない機能（実物資料の利用・体験）を学校教育へ取り込むというどちらかといえば、学校教育の側からの要請が強かったと思われる。これからの活動が、公文書館にとって内在的

契機をもって、公文書館の主体性によって新たな学習活動の方向性を提起していくことを目指していきたい。

おわりに

今後、歴史公文書等を用いた学校支援活動を展開するにあたり、国内におけるこれまでの実践例を整理し、その中から得られた視点を抽出することを本稿の目的として追究した。本稿での論点を整理すると以下のようになる。

一 今日公文書館が何ゆえに学習支援活動を展開することになるのか、社会的な要請、近年の普及利用活動を巡る動きから整理した。国立公文書館法等には、「学習支援活動」といった明確な記述はないが、公文書管理法第二三条の「利用の促進」として位置づけられると考える。また、学習指導要領の改訂時期と重なり、今後一〇年程度先を見通してどのような歴史学習が求められているのか、学校現場の教師から期待される連携のあり方について触れた。

二 これまでに論じられた公文書館における利用・普及論を追い、その位置づけを確認した。現段階では十分にサービスを受けられていない層とみなされる「小中高の児童生徒」に対して、一章で述べた社会の期待からニーズを予測し、見極め、これに見合う形でサービスを提供していく業務として「学習支援活動（事業）」と位置づけることとした。

三 公文書館における学習支援活動の実践事例を、教員向け手引書（資料集）、教員向け講座・講習会、出張（出前）講座、教材の貸出、来館者体

学習等について整理、分析した。

四 これからの公文書館における学習支援活動のあり方について、歴史学習に限定しない歴史公文書等の利用方を提言した。公民学習、地理学習、歴史学習に分けて検討した。特に歴史学習においては、資料の活用を通じた「歴史的思考力」の育成が強く求められていると考えられており、歴史公文書等のデジタルアーカイブの有効性を指摘した。

公文書館は地域の記録の宝庫であり、博物館や資料館に劣らず学習の素材が豊富に所蔵されているものの、十分に発掘・利用されているとはいえない。「遠いところにある歴史でなく、自分達の身の回りにも存在する歴史」に触れることができ、地域に密着した地方自治体の公文書館と異なり、国の機関が保有する歴史公文書等を扱う国立公文書館では、当然資料の性格や特性が異なり、その利用も特殊性が生じることが想定される。「国民共有の知的資源」としての公文書等を歴史教育の内容として扱うことが可能となる場合がでてくるかもしれない。このように記録された内容を歴史教育に結びつけることが期待される役割としてであると筆者は考える。一方、記録された内容、コンテンツではなく、記録すること、情報を遺すこと、そして利用すること、つまりコンテキストとしての記録、歴史公文書等のあり方についても今後検討を加えていくべきではないかと考えている¹²⁸。

現代に生きるための歴史的思考力を育てる方法や内容の研究が今日の歴史教育研究にとって最も必要であると加藤章氏（一九八二）が指摘した¹²⁹。原点に帰って、今後具体的な提案ができるように努めていきたい。

1 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議、国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想、内閣府、二〇一六年三月二日、

<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/20160331/siryuu3.pdf>（参照二〇一六年一月三〇日）

2 国立公文書館における学習プログラムの作成とその課題「英米国立公文書館における事例調査から」、北の丸、二〇一六、第四八号、七一一八二頁、

http://www.archives.go.jp/publication/kitapdf/kit48_p071.pdf（参照二〇一六年一月三〇日）

3 博物館における展示と教育学習活動の位置づけについて、布谷知夫氏はそれぞれの関係を整理するなかで、結論的には別の活動と考えた方がよいとしている。まず、これまでの議論においては、「展示と教育は一体であり、展示は教育の手段という位置づけ」であったが、各論になると、それぞれ別の項目として扱われている。それは「展示には独自の技術や手法があり、同じく教育普及の事業についても、その内容、手法、理論などは展示とは異なる点が多い」ためである。近年の展示の考え方は、「知識を伝える場」から来館者側に主体を置き、「楽しみの場」へと拡大してきている。また、教育学習活動の側からみれば、研究会や同好会のような自主的なグループが自ら学ぶ場であり、自分たちが楽しみ、学ぶという側面、博物館を使うことの楽しさや利用の仕方を知ってもらうという側面、「より一人一人の住民に対して、知的好奇心を刺激し、市民としての個の確立を目指すこと」を目的とするものに変化してきているという。展示とは離れた場で、個人・集団に対する教育学習活動が普通になってきており、展示の目的は教育であり、教育普及を達成するための方法の一つとして展示をとらえるとする長く主流の考えからいったん離れて考えた方がよいとする考え方に筆者も同意する。先行して実績のある博物館と公文書館の展示とは必ずしも状況が同一であるとは断定する立場にはないが、上記の観点から、本稿では別のものとして議論を進めることにする。布谷知夫、博物館の教育学習活動と展示との関係、三重県総合博物館研究紀要、二〇一五、第一号、一・七頁、

<http://www.bunka.pref.nie.lg.jp/common/content/000645834.pdf>（参照二〇一六年一月三〇日）

4 注1に同じ。一〇頁

- 5 国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議、国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言(平成二六年度調査報告)、二〇一五年三月、二〇一五年一〇月一九日開催 第一〇回 配布資料、
<http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/kentou/20151019haifu.html> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 6 吉田真夫、北浦康孝、アーカイブズにおける他機関・地域・住民との協力・連携の可能性―平成二六年度アーカイブズ研修Ⅱグループ討論三班報告―、アーカイブズ、二〇一五、第五六号、
<http://www.archives.go.jp/publication/archives/第056/3722> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 7 平成二八年度全国公文書館長会議、「公文書館の利用普及」に取り組む基本的考え方、平成二八年六月一〇日、
<http://www.archives.go.jp/news/pdf/20160610.pdf> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 8 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(諮問)、二六文科初第八五二号、平成二六年一月二〇日、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1353440.htm (参照二〇一六年一月三〇日)
- 9 提言「新しい高校地理・歴史教育の創造―グローバル化に対応した時空間認識の育成―」平成二三年(二〇一一年)八月三日、日本学術会議心理学・教育学委員会・史学委員会・地域研究委員会合同 高校地理歴史科教育に関する分科会」、
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t130-2.pdf> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 10 提言「再び高校歴史教育のあり方について」、平成二六年(二〇一四年)六月一三日、日本学術会議史学委員会高校歴史教育に関する分科会、
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t193-4.pdf> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 11 提言『歴史総合』に期待されるもの、平成二八年(二〇一六年)五月一六日、日本学術会議史学委員会高校歴史教育に関する分科会、
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t228-2.pdf> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 12 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会社会・地理歴史・公民ワーキンググループにおける審議の取りまとめ、平成二八年八月二六日、
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afile/2016/09/12/1377052_01.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 13 注12と同じ。一五頁
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afile/2016/09/12/1377052_02_2.pdf (7/17頁) (参照二〇一六年一月三〇日)
- 14 藤野敦、学校教育における地域史学習の現状と課題、地方史研究、二〇〇二、第五二巻第六号、五八―六四頁、歴史で調査学習を行う意味について、現代もまた歴史のシーンであって、過去に存在した人びとと同様に、自分もそのシーンの中である役割を得て演じることが可能な存在であるということに生徒が調査を通じて気づくこと、と述べている。
- 15 中央教育審議会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)、平成二〇年一月一七日、
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afile/2009/05/12/1216828_1.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 16 中家健、学習指導要領の改訂とその背景・基本方針と日本史Aの趣旨、歴史と地理、二〇一、第六四五、一五―二〇頁
- 17 白井哲哉、文書館の利用と普及・利用者論の視点から、アーカイブズの科学上巻、国文学研究資料館史料館編、柏書房、二〇〇三、三四七―三六二頁
- 18 白井哲哉、文書館普及活動における二つの試み、文書館紀要、一九九八、第一号、六九―八六頁、
http://www.monjo.spec.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=488 (参照 2016-11-30)
- 19 柳沢美美子、文書館における普及業務を考える、福井県文書館研究紀要、二〇一、第八号、三二―四二頁、
http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/08/2010bulletin/kiyou8_yanagi_sawa.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 20 辻川敦、地域文書館論、神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編、「地域歴史遺産」の可能性、岩田書院、二〇一三 辻川敦、日本における「市

- 民文書館」の理念と実践、地域史研究、二〇一二、第一一二号、一四二・一七八頁、尼崎市立地域研究史料館紀要、
<http://www.archives.city.amagasaki.hyogo.jp/publishing/bulletin/contents/pdf/00112142.pdf> (参照二〇一六年一月三〇日)。
- 辻川氏は公文書館が社会的に認知されない根本的背景要因について日本社会の特質と歴史の変遷からとらえなおすことを主張する。地域社会の課題を主体的に担おうとする市民の“まちづくり”意識の欠如や委任・依存する性格は阪神・淡路大震災後変わりつつあるものの、「現実の課題に対処していくための歴史的情報資源」が公文書館に求められる場面が未だ十分でないところを市民と模索し実践していくことの重要性を指摘している。辻川敦、アーカイブズ私論、レコードマネジメント、二〇〇五、第五〇号、二〇・二九頁
- 21 辻川敦、市制一〇〇周年を迎えた尼崎市と地域研究史料館の取り組み、アーカイブズ、二〇一六、第六一号、
<http://www.archives.go.jp/publication/archives/no061/5107> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 22 西向宏介、広島県立文書館における利用・普及の現状と課題、二〇一五、広島県立文書館紀要、第二三号、一三三・一五七頁、
http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/monjokan/kiyo/kiyo_13-02_nishimukai.pdf
- 23 注19に同じ。
<http://www2.archivists.org/glossary/terms/o/outreach> (参照二〇一六年一月三〇日)
- These program may include workshops, conferences, training programs, courses, festivals, exhibits, publications, and similar activities, aimed at such groups as students, faculty members, scholars, administrators, researchers, donors, records creators, or the general community.
- これらのプログラムには、学生、教員、学者、行政担当者、研究者、寄贈者、記録作成者などの団体や一般コミュニティを対象としたワークショップ、会議、研修プログラム、講座、催し物、展示、出版物、その他類似する活動が含まれる。
- 24 森本祥子、アーキビストの専門性、史料館研究紀要、一九九六、第二七号、九七・一二四頁、のちに、日本のアーカイブズ論、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会編、二〇〇三、四六三・四八二頁
- 25 柳沢美美子、熊野路子、月替え収蔵資料展示の実践とその課題、福井県文書館研究紀要、二〇〇九、第六号、七七・九五頁、で二〇〇八年までの普及活動の総括を行っている。
<http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/08/2008bulletin/yanagisawa.pdf> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 26 イギリスの文書館は公私の違いがあっても、自らの親組織に対し、館をアピールし、それらの人々との関わりを深めるという発想、さらに親組織だけでなく地域などの利用者たちと積極的に関わろうと意思表示をしている点、つまりステイクホルダーへの視点は共通であり、「普及活動をなぜするのか」「どのような活動がその目的のためには効果的か」という問いを常に検討するという姿勢がこれらの活動を支えていると指摘している。
- 27 田嶋知宏、デジタル環境下の文書館における学習活動支援の現状と課題、八洲学園大学紀要、二〇〇八、第四号、八九・九八頁
- 28 逐条解説公文書管理法・施行令、ぎょうせい、二〇一一、三六三頁、ISBN 978-4-324-09296-5
- 29 地方自治体の設置する公文書館の「連携」事業を分析した渡辺氏は、教育機関に対する事業が「学校連携」として整理されており、教育委員会所管の公文書館のみならず、首長部局所管の公文書館であっても「学校連携」の用語は使わないまでも、実際には同様の事業（講師派遣／出前講座、体験学習／施設見学、実習受入れ、教員支援（教材提供、研修））が実施されていることを指摘している（一五一頁）。渡辺悦子、国立公文書館の連携事業における課題と展望、平成二七年度アーカイブズ研修Ⅲ修了論文集、二〇一六、独立行政法人国立公文書館、一三九・一八四頁
- 30 岡部央、一枚の写真から、群馬県立文書館所蔵の写真・映像資料をどのように生かすかを探る、双文、二〇〇七、第二四号、五七・八〇頁
- 31 井上由紀恵、県広報写真の整理と利用、福井県文書館研究紀要、二〇一二、第九号、九三・一〇〇頁、
http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/08/2011bulletin/kiyou9_1_ne.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 32 井上由紀恵、大型複製シートを活用した利用促進の取組み、福井県文書館研究

- 紀要、二〇一五、第二二号、一五～二六頁、
<http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/08/2014bulletin/12-i第ue.pdf>
 (参照二〇一六年一月三〇日)
- 33 博物館において、本格的な「地域回想法」の取組を開始したのは、一九九九年の提案によって(思い出ふれあい(回想法)事業)としては二〇〇二年)取組を開始した旧師勝町歴史民俗資料館(現北名古屋市歴史民俗資料館「昭和日常博物館」)においてであった。現在も回想法スクールの実施、回想法キットの貸出、回想を楽しむための小冊子の発行、ビデオの作成等に取組んでいる。
- 34 齋藤奈美、太田研、秋田県公文書館における普及活動の進展、秋田県公文書館研究紀要、第一八号
- 35 秋池武、収蔵資料活用の充実をめざして、双文、二〇〇四、第二二号、一～一〇頁
- 36 「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(昭和四八年一月三〇日文部省告示第一六四号/平成一〇年二月七日文部省告示第一六一号 改正) 第八条(教育活動等)第一項によれば、博物館は、利用者の教育活動に資するため、①講座又は諸集会の開催、②資料の貸出及び館外巡回展示、③教職員及び社会教育指導者に対する利用に関する助言と援助を行うとされる。
- 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成二三年二月二〇日文部科学省告示第一六五号)では、第八条(学習機会の提供等)で、「博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、①講演会、研究会、説明会等の開催、館外巡回展示の実施、②学校教職員等への適切な利用方法に関する助言・協力、③利用者からの求めに応じた博物館資料に係る説明・助言の業務を実施するものとする」とされる。
- 37 水石理也、歴史学習における文書館収蔵資料の活用について、双文、二〇〇五、第二二号、一～二四頁
- 38 鎌田均、米国の高等教育におけるアーカイブズ教育活動、アーカイブズ学研究、二〇一六、第二六、八六～九一頁
- 39 三田博、埼玉県立文書館における教育連携事業、アーカイブズ、二〇〇七、第三〇号、二四～二八頁、
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_30_p24.pdf (参照二〇一六年一月二〇日)
- 三田博、埼玉県立文書館における学校連携事業の在り方・小・中学校との連携

- を中心に、埼玉県立文書館紀要、二〇〇七、第二〇号、二～二五頁にも関連記述あり。
http://www.monjo.spec.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=53
- 40 佐藤健、文書館の普及活動と学校教育との連携、学校教育における文書館の利用・活用の可能性を探る、双文、二〇〇一、第一八号、二一～三八頁
- 41 坪川俊幸・島田芳秀、学校教育との連携について、福井県文書館研究紀要、二〇〇九、第六号、六一～七六頁、
<http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/08/2008bulletin/tsubokawa.pdf>
- 42 井上由紀恵・吉田将之、授業に使えるふくいの資料、福井県文書館研究紀要、二〇一、第八号、四三～五八頁、
http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/08/2010bulletin/kiyou8_inoue-yoshida.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 43 <http://www.archives.pref.gunma.jp/gakko/gakko-shiryosyu/gakko-siry-osyu.html> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 44 注37に同2。
- 45 日本史Bでは、「地域史の視点」とは明示していないものの、内容の取扱いの(一)の才「地域社会の歴史と文化の学習」で、同様の学習活動が期待されている。
- 46 栃木県では、常勤職員五名のうち四名が高校地歴公民科の教員出身の指導主事が勤めている。松本一夫、栃木県立文書館の取り組み(全史料協第三五回(福島)大会研修会の記録)ー(学校教育との連携による普及活動)、記録と史料、二〇一〇、第二〇号、九二～九七頁
- 47 山本訓志、栃木県立文書館開館三〇周年を迎えて、アーカイブズ、二〇一六、第六〇号、
<http://www.archives.go.jp/publication/archives/第060/4842> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 48 <http://www.pref.tochigi.lg.jp/m58/education/bunka/monjyokan/1211774300403.html> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 49 岡田英行、文書館の利用と活用ー博学連携の視点から、埼玉県立文書館紀要、一九九九、第二二号、七三～八六頁
- 50 三田博、埼玉県立文書館における学校連携事業の在り方・小・中学校との連携

- を中心に、埼玉県立文書館紀要、二〇〇七、第二〇号、二二五頁
注39に同じ。
- 52 田添好男、岐阜県歴史資料館における学校支援活動、アーカイブズ、二〇〇七、第三〇号、二九・三三頁、
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_30_p29.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 53 南方長、学校教育と文書館・活用講座の取り組み、山口県文書館研究紀要、二〇〇一、第二八号、五一・六六頁、
http://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/user_data/upload/File/kiyou/028/kiyou28-02.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 54 山口県文書館、開かれたアーカイブズを目指して、山口県文書館の場合、アーカイブズ、二〇一三、第五一号、一六・二二頁、二二頁、
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_51_p16.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 55 <http://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/index/page/id/524> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 56 山本明史・和田秀作・金谷匡人、〈史料紹介〉山口県文書館所蔵アーカイブズガイド・学校教育編(三)、山口県文書館研究紀要、二〇一三、第四〇号、
http://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/user_data/upload/File/kiyou/040/H24ags-all.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 57 山口明史、「山口県文書館所蔵アーカイブズガイド・学校教育編」の取り組み、記録と史料、二〇一五、第二五号、一一・一五頁
- 58 和田秀作、山本明史、金谷匡人、〈史料紹介〉「山口県文書館所蔵アーカイブズガイド・学校教育編」の試み、山口県文書館研究紀要、二〇一三、第三八号、一・五一頁、
http://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/user_data/upload/File/ags/AG/E8%AT%A3%E8%AA%AC%E5%BC%91.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 59 岐阜県は、岐阜県教育文化財団が管理者となつて二〇〇四年度から二〇〇八年度まで運営していた時期があるが、二〇〇九年度からは県直営に戻り、総務部法務・情報公開課所管施設となった。
松本一夫、歴史くのいざない、
<http://www2.ttcn.ne.jp/kazumatsu/index.htm> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 60 日本史くのいざない2考えながら学ぼう、岩田書店、二〇一三、一九七頁、ISBN978-4-87294-683-3
- 61 松本一夫、日本史くのいざない考えながら学ぼう、岩田書店、二〇〇六、二〇〇頁、二〇一頁、ISBN4-87294-438-8
注39に同じ。
- 62 松本一夫、栃木県立文書館における学校支援事業、アーカイブズ、二〇〇七、第三〇号、二〇・二二頁、
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_30_p20.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 63 坪川俊幸・島田芳秀、学校教育との連携について、福井県文書館研究紀要、二〇〇九、第六号、六一・七六頁、
<http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/08/2008bulletin/tsubokawa.pdf> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 64 <http://www.archives.pref.okinawa.jp/publication/2011/05/post-393.html> (参照二〇一六年一月三〇日)
- 65 山口県文書館、開かれたアーカイブズを目指して、山口県文書館の場合、アーカイブズ、二〇一三、第五一号、一六・二二頁、
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_51_p16.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 66 注37に同じ。
- 67 小高哲茂、文書館における学校連携事業への取り組み、群馬県の事例から、アーカイブズ、二〇〇七、第三〇号、一五・一九頁、
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_30_p15.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 68 阿久津聡、小高哲茂、文書館における教育普及活動と学校教育、群馬県立文書館の実践から、総合歴史教育、二〇〇七、第四三巻、一・一六頁
- 69 高木敏彦、岐阜県歴史資料館の近況、アーカイブズ、二〇〇九、第三五号、八一・八三頁、
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_35_p81.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 70

- 71 注 63 に同じ。
- 72 注 46 に同じ。
- 73 直井康幸、授業支援事業実践報告、栃木県立文書館研究紀要、二〇〇六、第一〇号、四九～六一
- 74 注 64 に同じ。
- 75 榎本洋介、札幌の歴史資料の教材化について、札幌市文化資料室研究紀要「公文書館への道」、二〇一三、第五号、四八～八〇頁、
http://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/kankobutsu/publication/documents/04e_motorobun.pdf (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 76 本報告は、四三件の館蔵資料の解説が付せられており、教材化に際し、どう資料を料理するかという視点からも読むことができる上、現代の都市建設・都市整備につながる視点を有していることに注目したい。
- 77 秋山淳子、所蔵戦時資料を事例とした利用普及活動と学校連携、事業年報第3号別冊〈研究論考編〉、二〇一六、札幌市公文書館 論考二、
http://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/kankobutsu/documents/ronkou2.pdf (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 78 松本一夫、地域史料を用いた戊辰戦争の学習―文書館と学校をつなぐ、歴史地理教育、二〇〇八、第七三二号、七四～七九頁、歴史教育者協議会
- 79 松本一夫、地域史教材の開発と利用の促進―栃木県立文書館の取り組み、千葉史学二〇〇六、第四九号、七五～八一頁、千葉歴史学会
- 80 注 69 に同じ。
- 81 注 68 に同じ。
- 82 注 32 に同じ。
- 83 注 46 に同じ。
- 84 注 47 に同じ。
- 85 注 68 に同じ。
- 86 山田正、北海道立文書館における普及啓発の取組(特集 開かれたアーカイブズを目指して)、アーカイブズ、二〇一三、第五一号、七～一一頁、
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_51_p07.pdf (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 87 http://www.monjo.spec.ed.jp/?page_id=23 (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 88 島田芳秀・吉田将之、普及啓発活動の新しい取り組み―学校連携を中心に、
- 89 福井県文書館研究紀要、二〇一〇、第七号、七九～九四頁、
http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/08/2009bulletin/kiyou7_shimada_yoshida.pdf (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 90 島田芳秀、福井県文書館における実践を手がかりに、記録と史料、二〇一〇、第二〇号、九七～一〇一頁
- 91 柳沢美子、福井県文書館の小展示と情報発信―もつと文書館を知ってもらうために―、アーカイブズ、二〇一六、第六一号、
http://www.archives.go.jp/publication/archives/第061/5021 (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 92 寛雅貴、国立公文書館体験ツアー実施報告、アーカイブズ、二〇一四、第五四号、六五～六七頁、
http://www.archives.go.jp/about/publication/archives/pdf/acv_54_p65.pdf (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 93 公文書館に来館しての体験的学習コンテンツの作成は、今後の公文書館にとっては大きな課題と認識しているが、題材の発掘等の準備と実践の蓄積が必要であり、本論では深い追求ができなかった。
- 94 注 64 に同じ。
- 95 注 87 に同じ。
- 96 垣花優子、生徒のための公文書館利用―公文書館利用キットの必要性、沖縄県公文書館研究紀要、二〇〇八、第一〇号、七三～八〇頁、
http://www.archives.pref.okinawa.jp/press/kiyou/kiyou10/kiyou10_06.pdf
- 97 中村修『子ども文書館だより ふみくら』について、記録と史料、二〇一五、第二五号、一六～一九頁。
- 98 坂上法子、高等学校「政治経済」における県立文書館の活用―ディベート学習「情報公開」での試み、新潟県立文書館研究紀要、二〇〇二、第九号、一〇五～一二四頁
- 99 西沢均、公文書館における授業連携の一例、アーカイブズ、二〇〇七、第三〇号、九～一四頁、
http://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_30_p09.pdf (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 100 前田能成、高等学校教育における公文書活用試案―地方自治の学習と主権者教育―、岡山県立記録資料館紀要、二〇一六、第一一号、五五～六〇頁、

- http://archives.pref.okayama.jp/doc/紀要11号/66 高等学校教育における公文書活用試案%20-%20 地方自治の学習と主権者教育1.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 総務省、文部科学省、私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために、二〇一五、副教材、
http://www.soumu.go.jp/main_content/000382033.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 大國沙輝子氏によれば、「歴史」と「シティズンシップ」の関連付けについては、(一) 歴史単元において歴史事象と関連するシティズンシップの要素を示す(部分的導入)(中世君主制の学習のなかで現代民主主義社会における基本的概念を導入)と、(二) 歴史単元において単元全体を関連させる(近現代史学習に現代社会の構造を歴史的に認識させる単元、イギリス女性の選挙権獲得の歴史)、(三) シティズンシップ単元に歴史学習を組み込む(今日の投票の問題点は何か)、三つのタイプがあり、密接な相互関係があることを指摘している。大國沙輝子、歴史教育とシティズンシップ教育の相互関係ーイングランドにおけるナショナル・カリキュラムを手がかりとして、中国四国教育学会教育学研究紀要、二〇〇八、第五四巻、一四九-一五四頁
- 坂井清隆、シティズンシップ教育の開発研究ー小学校社会科における政治学習の実践分析を通して、大学院研究論集、二〇一五、第一号、西南学院大学大学院研究論集、一五七-一七〇頁
- 一例として、館に地図センターを要する埼玉県での報告を上げる。河田重三、収蔵地図の社会科学学習における利用についての一考察ー三郷市に関する地図を中心にして、文書館紀要、一九九七、第一〇号、埼玉県立文書館、一二-二四頁、
http://www.monjo.spec.ed.jp/?action=common_download_main&upload_id=138
- 山本明史、文書館資料と地域調査ー「絵図を片手に街を歩こう」の取り組みを通して、山口県文書館研究紀要、二〇一〇、第三七号、一一一-一二〇頁、
http://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/user_data/upload/File/kiyou/037/kiyou37-06.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- ① 絵図を読み取る作業を通して、資料から情報を引き出し考察する力を伸ばす、
② 現地を歩くことを通して、五感を働かせながら観察したり考察したりする力を伸ばす、③ 江戸時代に描かれた絵図を持って現地を歩き、当時の暮らしの様子を思い描くという体験的な学習を通して、歴史を学ぶ興味・関心を高める、④ 郷土の歴史や魅力を再発見し、郷土に対する愛情を育む、⑤ 現在の社会に存在する諸課題について、過去の視点から考察する態度を養う、⑥ 文書館の資料に触れることで資料保存の重要性を認識するとともに、将来、民主的な社会の一員としてアーカイブズに積極的に係わることのできる能力の基礎を身につける、⑦ 事後のまとめの学習を通して、自分の考えや意見を表現する力を伸ばす。注¹⁰³に同じ。二〇一-二二頁
- 磯永和貴、国絵図研究の課題、歴史地理学、二〇一〇、第五二巻、第一号、二二-三六頁、
http://hist-geo.jp/pdf/050/052/248_022.pdf (参照二〇一六年九月二六日)
- 平井松午、古地図高精細画像データの活用とGIS分析、情報の科学と技術、二〇〇九、第五九巻第一号、五五一-五五六頁、
http://ci.nii.ac.jp/els/110007467885.pdf?i=ART0009289600&type=pdf&lang=en&host=cinii&border_第=kppv_type=0&lang_sw=&第=1480467064&cp=(参照二〇一六年一月三〇日)
- 平松松午、城下絵図のGIS分析、研究報告人文科学とコンピュータ、二〇〇九、情報処理学会研究報告、第一〇号、一-八頁、
https://ipsj.ixsq.nii.ac.jp/ej/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=62490&item_第=1&page_id=13&block_id=8 IPSJ-CH09083010.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 二四〇年に及ぶ城下屋敷割図等を用い土地利用変化や居住武士の異動等を分析した。
- 平松松午、高精細絵図画像データの活用、二五-三二頁、第八回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」二〇〇一、
http://www.jinbun-db.com/journal/pdf/vol1_8_25-32.pdf (参照二〇一六年一月三〇日)
- 徳島大学附属図書館貴重資料高精細デジタルアーカイブ
徳島県立文書館では、このほか、徳島大学総合科学部との震災記録「安政南海大地震有姿記」の解説・意訳を付し、デジタル画像と共に「学ぼう楽しもう」として公開している。
http://www.archiv.tokushima-ec.ed.jp/nakazaidai_jisin/ (参照二〇一六

104

103

102

101

100

99

106

105

108107

- 年十一月三〇日)
- 109 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会社会・地理歴史・公民ワーキンググループ、社会・地理歴史・公民ワーキンググループにおける審議の取りまとめ、文部科学省、二〇一六年八月二六日、一二頁、
http://www.next.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsfiles/afie1dfile/2016/09/12/1377052_01.pdf (参照二〇一六年十一月二〇日)
- 110 笹木隆之、村尾修、Google Earthを用いた東京の都市復興アーカイブ、都市計画報告集、二〇〇七、第五、日本都市計画学会、一七・二二〇頁
- 111 村尾修、笹木隆之、Google Earthを用いた江戸・東京の都市復興デジタルアーカイブ、日本建築学会技術報告集、二〇〇七、第三卷第二六号、八一・一四四頁
- 112 仙石裕明、田村賢哉、GoogleEarthを活用した地歴教材の提供、地理、2013、第五八巻第三号、四〇・四五頁
- 113 研修プログラムは二〇一二年度で終了している。
http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tkl_000044.html (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 114 沖縄県公文書館の写真資料が利用されている。渡邊英徳、オープンデータ活用二、デジタルアーカイブとビジュアライゼーションー歴史資料とビッグデータを対象とした実装例ー、情報処理、二〇一三、第五四巻第二二号、二二一・二二六頁、一般社団法人情報処理学会
- 115 渡邊英徳、データを紡いで社会につなぐーデジタルアーカイブのつくり方ー、講談社、二〇一三、二七二頁、ISBN 978-4-06-288234-7
- 116 渡邊英徳、仙石裕明、河合豊明、飛鳥井拓、太田弘、田村賢哉、尾崎正志、山内啓之、井出健人、井手弘人、沖田翔、竹島喜芳、環境・エネルギー分野における市民によるデジタルアースアーカイブの実証的研究開発、文部科学省認定「問題複合体を対象とするデジタルアース共同利用・共同研究拠点」中部大学中部高等学術研究所国際GISセンター、二〇一五、
http://gis.chubu.ac.jp/pdf/collabo_report/2015/201510.pdf (参照二〇一六年十一月三〇日)
- アクティブであるのは、活動・行動ではなく、認知・思考であると考えが、そのための学習にとって、公文書館、公文書館の資料、学習展開・学習活動、学習環境等興味深い課題は多いが今後の課題としたい。
- 117 昭和二〇年(一九四五)十一月、戦災の概況を復員帰還者に知らせるために、第一復員省資料課によって、全国主要都市戦災概況図は作成された(原図サイズ・一〇九・三センチメートル×七十七センチメートル)
- 118 学習支援システムを活用した実践「学校の近くのいまとむかし」(取材した画像を、GPS機能を使い校区の航空写真にマッピング)小四実践事例
<http://jnk4.info/www/keitai/jissen16/cases5.html> (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 119 戸井田克己、学習指導要領の変遷と歴史的思考力育成の課題、二〇〇四、近畿大学教育論集、第一六巻第一号、一・一五頁
- 120 全国歴史教育研究協議会、歴史的思考力をどう育成するか、全歴研報告第五七回研究大会(埼玉大会)(冊子)、二〇一六、七頁
- 121 土屋武志、アジア共通歴史学習の可能性 解釈型歴史学習の史的研究、二〇一三、梓出版社、二一九頁、ISBN 978-4-87262-640-7
- 122 土屋武志編、実践から学ぶ解釈型歴史学習：子どもが考える歴史学習へのアプローチ、二〇一五、梓出版社、一八五頁、ISBN 978-4-87262-643-8
- 123 池尻良平、歴史的思考力の分類と効果的な育成方法、日本教育工学会第二八回全国大会、二〇一二、
<http://www.i-timemachine.net/wordpress/wp-content/uploads/2012/04/歴史的思考力の分類と効果的な育成方法.pdf> (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 124 池尻良平、歴史の学習効果を高めるデジタル・アーカイブの活用方法、学習情報研究、第二九号、三四・三七頁、
<http://www.i-timemachine.net/wordpress/wp-content/uploads/2012/04/historical-learning-with-digital-archive.pdf> (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 125 濱田英毅、佐久間健、歴史的公文書を用いた学習支援コンテンツの検討ー公民的資質の育成を目的として、大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター年報、二〇一六、第一三三号、二五・三三頁、
http://www.keiho-u.ac.jp/research/asia-pacific/pdf/publication_2016-04.pdf (参照二〇一六年十一月三〇日)
- 教育部課程部会教育課程企画特別部会(第八回) 二〇一五年五月二五日(月曜日) 配付資料 資料二 高等学校等における教科・科目の現状・課題と今後の在り方について(検討素案)(歴史教育、地理教育)、
http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/053/siryo/_icsfile1

es/artefile/2015/06/05/1358302_02_02.pdf' 15/23 スライド指導方法の
 変革を支援する方策について（参照二〇一六年一月三〇日）

池尻良平、社会科教育のフロンティア、「歴史を」学ぶ学習から「歴史で」学
 ぶ学習へ、二〇〇八年二月二二日、東京大学大学院情報学環ベネッセ先端教
 育技術学講座「BEAT」メールマガジン「Beating」第五五号、
<http://fukutake.ii.u-tokyo.ac.jp/archives/beat/beat/055.html>（参照
 二〇一六年一月三〇日）

注¹²³に同じ。池尻氏はJanet van Drie, Carla van Boxtel（二〇〇七）の学習
 モデルを紹介している。

本稿では触れることができなかったが、人は、何故、記録を作成し、利用する
 のかについては、中島康比古、人が記録と向き合うとき―大文字の記録だけ
 なく、レコード・マネージメント、二〇〇八、第五六号、五八―七四頁、に
 おいて、また報道写真の解釈やバーコードが記載されているビデオ店の会員証
 についてレコード・コンティニウム論に位置づけた紹介例（中島康比古、
 『アーカイブズ：社会におけるレコードキーピング』を読みながら考えたこと、
 レコード・マネージメント、二〇〇七、五四、三―一頁）が挙げられるが、
 更なる発掘が必要と考えている。

加藤章、歴史教育の歴史に学ぶ視点、歴史教育の歴史、講座歴史教育第一巻、
 弘文堂、一九八二、二頁

128

127

126

129